

令和 3 年

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1 監査の実施	1
1 準拠した基準	1
2 監査の種類	1
(1) 財務監査	1
(2) 行政監査	1
(3) 「情報資産の適正な管理について」に関する行政監査	1
第2 監査の結果	2
1 概要	2
(1) 監査の対象	2
(2) 監査の着眼点	3
(3) 監査の実施内容	4
2 監査結果	4
(1) 概況	4
ア 分野別	5
イ 局等別	5
(2) 監査結果	6

ア	収 入	6
	【指摘事項】 受託研究手数料の算定を誤っていたもの (合規性)	6
	【指摘事項】 行政財産の使用許可において、使用料の算定を誤っていたもの (合規性)	9
イ	支 出	12
	【指摘事項】 単価契約において、執行予定額を超過して支出していたもの (合規性)	12
	【指摘事項】 予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの (合規性)	13
ウ	人件費・旅費	14
	【指摘事項】 住居手当が過支給となっていたもの (合規性)	14
	【指摘事項】 通勤手当が過支給となっていたもの (合規性)	15
エ	財産・物品	16
	【指摘事項】 行政財産特別使用許可により設置された電柱に、許可していない広告が設置されていることを看過していたもの (合規性)	16
	〈監査意見〉 使用許可した行政財産について、適切な管理を求めるもの	17
	【指摘事項】 物品（証紙）の所在が不明となったもの (合規性)	17
	【指摘事項】 物品（エアコンディショナ）の更新に当たり、必要な手続を行っていなかったもの (合規性)	18
	【指摘事項】 物品（天体望遠鏡一式）を窃取されたもの (合規性)	19
	【指摘事項】 物品（プロジェクタ）の所在が不明となったもの (合規性)	20
	〈監査意見〉 物品の適切な管理を求めるもの	21
オ	委 託	22

【指摘事項】 農業総合試験場東三河農業研究所改修設計委託において、積算金額に誤りがあったもの (合規性)	22
【指摘事項】 ユネスコスクール交流会企画運営委託において、変更契約書を作成していなかったもの (合規性)	23
カ 工 事	24
【指摘事項】 舗装工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの (合規性)	24
【指摘事項】 排水路工事請負契約において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)	26
【指摘事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの (合規性)	27
【指摘事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの (合規性)	28
キ 事務事業	30
【指摘事項】 道路占用許可等の事務において、不適切な事務処理が行われていたもの (合規性)	30
〈監査意見〉 道路占用許可等の事務において、適切な事務処理を求めるもの	32
第3 テーマを設定した行政監査	33
1 概要	33
(1) 監査のテーマ	33
(2) 監査の目的	33
(3) 監査の対象	33
ア 制度所管課	34

イ	所属	34
(4)	監査の着眼点	34
(5)	監査におけるリスクの設定	34
ア	制度所管課	34
イ	所属	35
(6)	監査の実施内容	35
ア	制度所管課	35
イ	所属	35
2	監査結果	36
(1)	制度所管課	36
ア	セキュリティ管理体制の整備	36
イ	推進計画の策定	37
ウ	研修の実施	37
エ	サイバーセキュリティ月間における取組	39
オ	監査の実施	39
カ	ポリシー等の見直し	40
(2)	所属	43
ア	セキュリティ管理体制の整備	43
イ	職員以外の者に対するセキュリティ対策	45
ウ	情報資産の分類	46

エ	情報資産の管理	48
オ	情報セキュリティ管理者及び職員の遵守事項	61
カ	情報セキュリティ実施手順	63
キ	ソーシャルメディアサービスの利用に係る運用手順	63
	【指摘事項】 ソーシャルメディアサービスの利用に係る運用手順が 定められていなかったもの (合規性)	64
ク	自己点検	65
ケ	監査の結果に対する措置	67
3	監査意見	68
	〈監査意見〉 情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの	68
	〈監査意見〉 ポリシー等の時宜に応じた見直しを求めるもの	69
(参考)		
	是正又は改善を必要とする事項集計表	90
1	分野別	90
2	局等別	91

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県監査委員監査基準(令和2年監査公表第6号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第199条第2項の規定による監査((3)を除く。)

(3) 「情報資産の適正な管理について」に関する行政監査

令和3年定期監査等実施計画において、情報資産の適切な管理をテーマとして設定したもの

※ この報告においては、(1)及び(2)を「第2 監査の結果」に、(3)を「第3 テーマを設定した行政監査」に記載した。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

令和3年定期監査の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	177	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 ・ 愛知県財務規則第4条第6項に定める知事が指定する職を置く課（警察本部の課） ・ 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 ・ 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	334	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県財務規則第2条第4号に定める「かい」 ・ 愛知県企業庁組織規程第2条に定める出先機関 ・ 愛知県病院事業庁組織規程第2条に定める県立病院
計	511	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政策企画局	7	1	8	7	1	8	7	1	8
総務局	7	16	23	7	9	16	7	16	23
人事局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
防災安全局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
県民文化局	8	4	12	8	2	10	8	4	12
環境局	6	1	7	6	0	6	6	1	7
福祉局	6	13	19	6	6	12	6	13	19
保健医療局	7	18	25	7	4	11	7	18	25
経済産業局	7	5	12	7	2	9	7	5	12

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計	本庁	地方 機関	計
労 働 局	3	4	7	3	1	4	3	4	7
観光コンベンション局	2	-	2	2	-	2	2	-	2
農 業 水 産 局	7	15	22	7	10	17	7	15	22
農 林 基 盤 局	5	3	8	5	2	7	5	3	8
建 設 局	9	11	20	9	11	20	9	11	20
都 市 ・ 交 通 局	7	-	7	7	-	7	7	-	7
建 築 局	4	-	4	4	-	4	4	-	4
ス ポ ー ツ 局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
会 計 局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
企 業 庁	6	7	13	6	3	9	6	7	13
病 院 事 業 庁	2	3	5	2	-	2	2	3	5
議 会 事 務 局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教 育 委 員 会	10	184	194	10	22	32	10	184	194
警 察 本 部	56	47	103	56	3	59	56	47	103
選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
計	177	334	511	177	76	253	177	334	511

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

ア 合規性 … ルールを守っているか

事務事業の執行等及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正に処理されているかという観点

イ 経済性 … ムダな経費をかけていないか

事務事業の執行等及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

ウ 効率性 … より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

エ 有効性・・・目的にかなっているか

事務事業の執行等及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

(3) 監査の実施内容

令和2年11月2日から令和3年8月3日までの間、監査対象機関に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、あわせて、当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。ただし、東京事務所並びに病院事業庁、県立学校及び警察本部の地方機関にあつては、財務に関する事務の執行に係る関係書類の提出を受け、あわせて、当該機関の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査を実施した。

なお、会計局に係る監査については、前田貢監査委員を、議会事務局に係る監査については、原よしのぶ監査委員及び渡辺昇監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査結果

(1) 概況

監査の結果、18件の是正又は改善を必要とする事項があつた。

なお、是正又は改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領等又はこれらの運用解釈に違反するもののうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ② 県に損害又は損害賠償責任が生じている事故等のうち是正又は改善を要すると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善を要すると認められるもの
- ④ その他是正又は改善を要すると認められるもの

○ 検討事項

- ① 問題点又は疑問点がある場合で、是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

- ② 指摘事項を踏まえ、制度の在り方、運用等については是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの

ア 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	2	0	2(1)
支 出	2	0	2(4)
人件費・旅費	2	0	2(2)
財産・物品	5	0	5(4)
委 託	2	0	2(1)
工 事	4	0	4(3)
補 助 金	0	0	0(0)
事 故	0	0	0(0)
事務事業	1	0	1(2)
そ の 他	0	0	0(1)
計	18(18)	0(0)	18(18)

(注) () 内は前年の件数を示す。

イ 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政策企画局	0	0	0(0)
総 務 局	1	0	1(0)
人 事 局	0	0	0(0)
防 災 安 全 局	0	0	0(0)
県 民 文 化 局	0	0	0(0)
環 境 局	0	0	0(0)
福 祉 局	0	0	0(2)
保 健 医 療 局	3	0	3(3)
経 済 産 業 局	1	0	1(1)
労 働 局	0	0	0(0)
観光コンベンション局	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	3	0	3(0)
農 林 基 盤 局	0	0	0(0)
建 設 局	3	0	3(2)

区 分	指摘事項	検討事項	計
都 市 ・ 交 通 局	0	0	0(0)
建 築 局	1	0	1(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0(0)
会 計 局	0	0	0(0)
企 業 庁	1	0	1(1)
病 院 事 業 庁	0	0	0(1)
議 会 事 務 局	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	4	0	4(5)
警 察 本 部	1	0	1(3)
選挙管理委員会事務局	0	0	0(0)
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0(0)
計	18(18)	0(0)	18(18)

(注) () 内は前年の件数を示す。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、3件の監査意見を付した。

(2) 監査結果

是正又は改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。

なお、是正又は改善を必要とする事項については、主にどのような観点（合規性、経済性、効率性、有効性）から、是正又は改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

ア 収 入

【指摘事項】受託研究手数料の算定を誤っていたもの（合規性）

該当機関 産業技術センター

産業技術センターでは、県民等の委託を受けて産業技術等の受託研究を行っており、受託研究の承認をする際には、研究経費の金額（以下「受託研究手数料」という。）を決定し、相手方に通知した後、当該相手方と受託研究契約を締結することとされている。

受託研究手数料については、あいち産業科学技術総合センター受託研究取扱要綱第4条において、当該研究の実施に要する人件費、光熱水費、減価償却費、消耗品費等について同要綱別紙に定める基準により算出するものとされているが、同基準に係る理解が不足していたことにより、減価償却費の算出を誤り、受託研究手数料を266,340円過小に算出し、相手方と契約を締結していた。

○ 受託研究手数料の不足額：266,340円（1,088,354円－822,014円）

区分	受託研究手数料	内訳		
		人件費	光熱水費	減価償却費
正	1,088,354円	533,100円	67,424円	487,830円
誤	822,014円	533,100円	67,424円	221,490円

○ 減価償却費の額

区分	減価償却費	機械器具装置別の減価償却費の額		
		レーザー加工機	スーパーキセノン ウェザーメータ	その他
	購入年度	平成28年度	令和元年度	平成19年度
正	487,830円	14,250円	403,200円	70,380円
誤	221,490円	7,910円	143,200円	70,380円

○ レーザ加工機（耐用年数5年）の減価償却費不足額：6,340円
（14,250円－7,910円）

区分	減価償却費	算出式
正	14,250円	$\frac{((8,910,000円 - 1円) + 4,455,000円)}{(5年 \times 1,875.5時間)} = 1,425円 \text{ (円未満切捨て)}$ $1,425円 \times 10時間 = 14,250円$
誤	7,910円	$\frac{((8,910,000円 - 5,940,000円※) + 4,455,000円)}{(5年 \times 1,875.5時間)} = 791円 \text{ (円未満切捨て)}$ $791円 \times 10時間 = 7,910円$ <p>※令和元年度末時点残存価格</p>

○スーパーキセノンウェザーメータ（耐用年数5年）の減価償却費

不足額：260,000円（403,200円－143,200円）

区分	減価償却費	算出式
正	403,200円	$\frac{((12,606,000円 - 1円) + 6,303,000円)}{(5年 \times 1,875.5時間)} = 2,016円 \text{ (円未満切捨て)}$ $2,016円 \times 200時間 = 403,200円$
誤	143,200円	$\frac{((12,606,000円 - 12,185,800円※) + 6,303,000円)}{(5年 \times 1,875.5時間)} = 716円 \text{ (円未満切捨て)}$ $716円 \times 200時間 = 143,200円$ <p style="text-align: center;">※令和元年度末時点残存価格</p>

<参考>

○ あいち産業科学技術総合センター運営規則
(受託研究)

第3条 産業科学技術総合センターにおいては、県民等の委託を受けて、産業技術及び科学技術に関する研究を行うことができる。

2 前項の規定により研究を委託しようとする者は、研究委託書（様式第8）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 略

○ あいち産業科学技術総合センター受託研究取扱要綱
(受託研究の承認及び契約)

第2条 あいち産業科学技術総合センターの長（以下「所長」という。）は、運営規則第3条第2項の規定に関わる受託研究の承認をしようとするときは、研究委託書の内容を調査し、研究経費の金額（以下「受託研究手数料」という。）が決定したのちにおいて承認するものとし、受託承認書（様式第1）により通知するものとする。

2 所長は前項の規定により受託研究を承認したときは、あいち産業科学技術総合センター（以下「産科技センター」という。）に委託した者（以下「委託者」という。）と受託研究契約を締結するものとする。

(受託研究手数料の算出、決定及び報告)

第4条 受託研究手数料は、当該研究の実施に要する人件費、光熱水費、減価償却費、消耗品費等について別紙に定める基準により算出するものとする。

2 略

別紙 受託研究手数料の算定基準

あいち産業科学技術総合センター運営規則及び受託研究取扱要綱に基づく受託研究手数料は次の算定による実費を基盤として算出することとし、その算定の要素を大別して人件費、光熱水費、減価償却費、消耗品費及び雑費とする。

1 及び 2 略

3 減価償却費

減価償却費は当該研究に使用する機械器具装置の損料とし、1時間当たりの単価に所要時間数を乗じたものとする。

$$1 \text{ 時間あたり} = \frac{\text{購入価格} - \text{残存価格} + \text{補修費、部品補充費}}{\text{耐用年数} \times 1 \text{ 年間の時間数}}$$

- (1) 購入価格
機械器具、装置の購入価格
- (2) 残存価格
耐用年数を経過後の備忘価額の1円とする。
- (3) 補修費、部品補充費
改造又は修繕に要する費用と部品を補充する費用で、概ね購入価格の50%とする。
- (4) 耐用年数
「愛知県財務諸表作成基準」に基づき定められた「固定資産取扱要領（物品）」（平成25年4月1日施行）における別表1（重要物品耐用年数表）に定める耐用年数を適用する。
- (5) 1年間の時間数
愛知県職員の1年間の勤務時間数と同時間数とする。

4以下 略

【指摘事項】 行政財産の使用許可において、使用料の算定を誤っていたもの
(合規性)

該当機関 尾張水道事務所

企業庁の行政財産の使用許可に係る使用料は、愛知県企業庁行政財産使用料規程及び同規程に係る細目料金に基づき、相続税法の規定により定められた相続税評価額により行政財産を格付けし、算定することとされている。

尾張水道事務所では、同事務所の建物の一部を使用許可するに当たり、相続税評価額の計算において、財産評価基本通達の一部改正により新設された「地積規模の大きな宅地の評価」について承知していなかったため、一定の地域に所在する宅地の評価に適用される規模格差補正率を適用しておらず、行政財産を高く格付けし、使用料を算定していた。

この結果、令和元年度及び令和2年度の2年間で合計23,652円過大に使用料を徴収していた。

○ 1㎡当たりの使用料

区分	相続税評価額の計算 (1㎡当たり)	1㎡当たり相続税 評価額と級地	級地と使用料の細目 料金(1㎡・1月)※
正	路線価×奥行価格補正率 ×各種画地補正率 ×規模格差補正率(0.74) =64,623円	50,000円以上 75,000円未満 の場合⇒7級地	7級地⇒880円
誤	路線価×奥行価格補正率 ×各種画地補正率 =87,329円	75,000円以上 100,000円未満 の場合⇒8級地	8級地⇒940円

※行政財産の使用に係る使用料の細目料金表(建物の部その1)の「事務所、車庫、倉庫等として使用する場合」

○ 令和2年度過大算定額

区分	算定式
正	$880 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 12 \text{月} \times 1.1 = 174,240 \text{円}$
誤	$940 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 12 \text{月} \times 1.1 = 186,120 \text{円}$
過大算定額 11,880円(年額)①	

○ 令和元年度過大算定額

区分	算定式
正	$880 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 6 \text{月} \times 1.08 = 85,536 \text{円}$
	$880 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 6 \text{月} \times 1.1 = 87,120 \text{円}$
誤	$940 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 6 \text{月} \times 1.08 = 91,368 \text{円}$
	$940 \text{円} \times 15 \text{㎡} \times 6 \text{月} \times 1.1 = 93,060 \text{円}$
過大算定額 11,772円(年額)②	

過大に算定して徴収していた合計金額：①+②=23,652円

<参考>

○ 愛知県企業庁行政財産使用料規程

(使用料の徴収)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)からは、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の金額は、別表に定める金額(土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの若しくは駐車場その他の施設の利用に伴うもの又は建物の使用については、その金額に1.1を乗じて得た金額)の範囲内において企業庁長(以下「庁長」という。)が使用者の受益の程度等を考慮して定める。

3 略

別表 略

- 愛知県企業庁における行政財産の使用に係る使用料の細目料金
愛知県企業庁行政財産使用料規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第15号。以下「規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、愛知県企業庁における行政財産の使用に係る使用料の細目料金を次のように定め、平成23年4月1日から施行する。

1 行政財産の格付け

細目料金の算出に当たっては、行政財産の使用を許可する日の属する年の前年の土地価格（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により定められた相続税評価額）により、次の表のように格付けし、料金を求めるものとする。

格付け級地表

1平方メートル当たりの土地価格	級地
(略)	
75,000円以上100,000円未満	8
50,000円以上75,000円未満	7
(略)	

2 使用料の細目料金

行政財産の使用に係る使用料の細目料金表（建物の部その1）

使用区分：事務所、車庫、倉庫等として使用する場合

建物種類：事務所建て、講堂建て、校舎建てその他これらに類する建物

建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の耐火構造の建物

建物経過年数：20年以上

1平方メートル1月につき

(略)	
8級地	940円
7級地	880円
(略)	

3 使用料

使用料の金額は、前2項の規定により求める。ただし、・・・(中略)・・・建物の使用については、これらの規定により求めた金額に1.1を乗じて得た金額とする。

- (国税庁) 財産評価基本通達「20-2 地積規模の大きな宅地の評価」

地積規模の大きな宅地(三大都市圏においては500㎡以上の地積の宅地・・・(中略)・・・で14-2《地区》の定めにより普通商業・併用住宅地区及び普通住宅地区として定められた地域に所在するものの価額は、15《奥行価格補正》から前項までの定めにより計算した価額に、その宅地の地積の規模に応じ、次の算式により求めた規模格差補正率を乗じて計算した価額によって評価する。

(中略)

規模格差補正率 = (地積規模の大きな宅地の地積(A) × B + C) ÷ A × 0.8
イ 三大都市圏に所在する宅地

(略)	
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	B : 0.90 C : 75
(略)	

以下 略

[参考] 本通達は、平成30年1月1日以後に相続等により取得する宅地について適用して評価する。

イ 支 出

【指摘事項】単価契約において、執行予定額を超過して支出していたもの (合規性)

該当機関 清須保健所

単価契約を締結する場合は、予定価格とする単価に契約期間中の発注予定数量を乗じて執行予定額を算出し、あらかじめ執行伺を作成して決裁を受けることとされている。

清須保健所では、結核の接触者健康診断・管理検診を医療機関に委託するに当たり単価契約を締結していたが、検査人数が当初の見込みを上回り、あらかじめ執行伺により決裁を受けていた執行予定額を超過すると見込まれるにもかかわらず、超過分に関して執行伺の作成を失念し、決裁を受けることなく支出していた。

○ 執行予定額を超過して支出していた状況

執行予定額	支出額	超過額
419,727 円	707,586 円	287,859 円

○ 委託業務の概要

委託名	結核の接触者健康診断・管理検診委託業務
業務内容	結核の発生の予防及びまん延防止を目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断及び精密検査を医療機関に委託する。
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
委託検査項目	接触者健診 問診、胸部 X 線単純撮影、I G R A 検査、ツベルクリン反応検査、喀痰検査 管理検診 問診、胸部 X 線単純撮影、喀痰検査

<参考>

- 愛知県財務規則
(予算執行書)

第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行（以下本条において「事業執行」という。）にあたっては、あらかじめ、予算執行書（様式第12）を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

- 愛知県財務規則の運用について（通知）

第21条関係（予算執行書）

2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

【指摘事項】 予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの（合规性）

該当機関 半田保健所

半田保健所では、半田保健所美浜駐在庁舎清掃業務を業者に委託していたが、契約を締結する場合には、執行伺で予定価格とした金額の範囲内で行わなければならないところ、その確認が不十分であったために、執行伺で予定価格とした金額を超えた金額で契約を締結していた。

- 予定価格を超えた金額

契約方法	随意契約※
予定価格	990,000 円
契約額	999,563 円
超過額	9,563 円

※ 3者から見積書徴取

<参考>

- 愛知県財務規則
(予算執行書)

第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行（以下本条において「事業執行」という。）にあたっては、あらかじめ、予算執行書（様式第12）を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。

- 愛知県財務規則の運用について（通知）

第21条関係（予算執行書）

2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、かいの長の決裁を受けること。

ウ 人件費・旅費

【指摘事項】住居手当が過支給となっていたもの（新規性）

該当機関 西三河教育事務所

教育事務所では、管内の市町村立学校の県費負担教職員の給与支払事務を行っている。

西三河教育事務所管内の小学校において、臨時的任用教諭から提出された住居届（令和2年4月1日付け）に基づき、住居手当の認定を行う際、家賃には共益費を含めずに住居手当の額を算定しなければならないところ、当該届に添付されていた家賃契約書の月額賃料には共益費が含まれている旨の記載があるにもかかわらず、共益費を含んだ月額賃料を家賃額と誤認し、住居手当を月額2,000円過大に算定していたことにより、令和2年4月分から12月分までの住居手当18,000円が過支給となっていた。

○ 過支給額18,000円（(24,500円－22,500円)×9月）

区分	住居手当の額	家賃額	算出式
正	22,500円	50,000円	(50,000円－27,000円) / 2 + 11,000円
誤	24,500円	54,000円	(54,000円－27,000円) / 2 + 11,000円

<参考>

○ 職員の給与に関する条例

（住居手当）

第9条の5 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公舎又は職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

一 略

二 前項の職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 略

○ 職員の給与に関する条例の運用について

第9条の5 関係（住居手当）

3 この条に規定する家賃については、次に掲げるところによる。

- (1) 次に掲げるものは、家賃には含まれない。
 ア及びイ 略
 ウ 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費）
 エ 略
 (2) 以下 略

【指摘事項】 通勤手当が過支給となっていたもの（合规性）

該当機関 警察本部警務課

警察本部警務課では、交替制勤務の職員の通勤手当において、有料の道路を利用する場合における「1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額」を認定する際、その基礎となる額の計算シートに誤って入力し、また、確認者による確認が不十分であったため給与管理システムに入力する額を誤って算出していた。

さらに、給与管理システムの自動計算の端数計算処理が誤っており、これについても確認者による確認が不十分であった。

その結果、令和2年4月分から令和3年2月分までの通勤手当が137,489円の過支給となっていた。

- 過支給額 137,489円（12,499円×11か月（令和2年4月～令和3年2月））

正	誤	過支給額
支給単位期間 1か月 37,535円 (内訳) ・自動車等の額 22,600円 ・1か月当たりの特別料金等の1/2相当額 14,935円	支給単位期間 1か月 50,034円 (内訳) ・自動車等の額 22,600円 ・1か月当たりの特別料金等の1/2相当額 27,434円※	12,499円

※端数計算処理を適切に行っていれば、27,435円である。

<参考>

- 職員の給与に関する条例
 （通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常

例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二以下 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二以下 略

3以下 略

エ 財産・物品

【指摘事項】 行政財産特別使用許可により設置された電柱に、許可していない広告が設置されていることを看過していたもの（合規性）

該当機関 農業総合試験場

農業総合試験場では、作物研究部水田利用研究室敷地内において、行政財産特別使用許可により電気事業者が電柱12本及び支線7本の設置を許可していたが、うち4本の電柱に、民間企業の広告が設置されていた。

電柱等の使用許可に当たっては、転貸してはならないとの条件を付していたにもかかわらず、確認不足により、広告の存在を看過し、複数回にわたり許可が更新されていた。

○ 行政財産使用許可の内容（抜粋）

- ・ 現行使用許可期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ・ 用途の制限：使用許可物件を電力供給及び電気通信事業のための配電線路支持物維持の用に供さなければならない。
- ・ 使用上の制限：使用者は、指定する用途以外に使用し、使用权を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。

○ 広告の設置日

平成26年6月25日（2本）

平成30年10月11日

平成 30 年 10 月 21 日

〈監査意見〉 使用許可した行政財産について、適切な管理を求めるもの

該当機関 農業水産局

昨年の定期監査において、他局等ではあるが、使用許可した行政財産について許可条件に違反し、広告が設置されていた事例が見受けられたことから、是正改善を求めたところである。

しかしながら、今回の定期監査においても、同様に使用許可した物件に許可条件に違反し広告が設置されている事例が見受けられた。

については、使用許可後の行政財産が許可条件に違反していないかの定期的な確認を徹底されたい。

【指摘事項】 物品（証紙）の所在が不明となったもの（合規性）

該当機関 西三河県民事務所

西三河県民事務所では、愛知県証紙の売りさばきのために証紙を保管しており、業務終了時ごとに、売りさばいた枚数を差し引いた証紙の残枚数を確認している。

令和 3 年 1 月 8 日の業務終了時に証紙の残枚数を確認したところ、額面 10,000 円の愛知県証紙 1 枚の所在が不明であることが判明した。

これは、当該業務を処理するに当たり、売りさばきごとに証紙の残り枚数を確認する等の対策を徹底すべきであったが、不十分であったことによるものである。

〈参考〉

- | |
|---|
| <p>○ 愛知県財務規則
（物品の管理）
第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
2 略</p> |
|---|

【指摘事項】物品（エアコンディショナ）の更新に当たり、必要な手続を行っていないかったもの（合規性）

該当機関 津島保健所

物品の廃棄処分に当たっては、不用決定の手続が必要とされているが、津島保健所では、宿直室に設置しているエアコンディショナを更新する際に、その手続を失念し、備品を廃棄するに当たり必要な不用決定調書が作成されていなかった。

また、新たに購入したエアコンディショナについては、端末機による物品登録の手続が必要とされているが、失念により、物品登録手続が行われていなかった。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	取得年月日	取得金額
エアコンディショナ	平成 16 年 8 月 2 日	79,800 円

○ 新たに購入し、物品登録処理をしていなかった物品

品名	取得年月日	取得金額
エアコンディショナ	令和 2 年 6 月 29 日	74,800 円

<参考>

○ 愛知県財務規則
(不用の決定等)

第 119 条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第 64）により不用の決定をしなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 以下 略

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）

第 103 条関係（出納の通知の審査）

2 物品出納職員は、備品（閲覧用図書及び借り入れた物品で借入期間が 1 箇月以内のものを除く。）及び動物（取りまとめて管理する小動物を除く。）に係る出納の通知（受入れに限る。）を審査し、適正と認めるときは、端末機により物品登録を行い、物品登録処理確認票（要綱様式第 802）を作成すること。

【指摘事項】物品（天体望遠鏡一式）を窃取されたもの（合規性）

該当機関 瀬戸高等学校

瀬戸高等学校の地学室で保管されていた天体望遠鏡一式(赤道儀、三脚、鏡筒)を同校の教諭に窃取された。

なお、同校は、当該天体望遠鏡一式が接眼レンズを購入しなければ天体望遠鏡として使用できない状態であったことを把握しておらず、結果として利用実態のない物品を購入していた。

○ 当該教諭に窃取された物品

品名	取得年月日	取得金額
天体望遠鏡（赤道儀）	平成 27 年 1 月 14 日	322,272 円
三脚	平成 27 年 1 月 14 日	64,800 円
天体望遠鏡（鏡筒）	平成 27 年 12 月 10 日	166,212 円
合計		553,284 円

○ 当該天体望遠鏡一式が窃取された経緯

時期	事件の経過
平成 27 年	当該教諭の要望で、同校は当該天体望遠鏡一式を購入した。
令和元年 11 月頃	当該教諭は、天体望遠鏡一式に貼られていた備品標示票を剥がして、同校に持ち込んだ私物の天体望遠鏡に貼り替えた後に、当該天体望遠鏡一式を地学準備室に保管
令和 2 年 1 月 6 日	事務職員が地学室に所在する備品の点検をした際、地学室保管の天体望遠鏡一式が備品台帳の写真と相違があり、備品標示票が別の天体望遠鏡に貼り替えられていることに気付いた。
令和 2 年 1 月 9 日	事務職員が当該教諭に当該天体望遠鏡一式の所在を確認したが、当該教諭は「知らない。」と返答した。
同日	当該教諭は、当該天体望遠鏡一式を自宅に持ち帰り、物置に保管した。
令和 2 年 7 月 27 日	同校は、瀬戸警察署に被害届を提出した。
令和 2 年 8 月頃	当該教諭は、自宅の物置に保管していた当該天体望遠鏡一式を細かく分解して廃棄した。
令和 2 年 8 月 26 日	当該教諭は、校長に当該天体望遠鏡一式を窃取したことを申し出た。

<参考>

- 愛知県財務規則
(物品の管理)

第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。

2 略

【指摘事項】 物品（プロジェクタ）の所在が不明となったもの（合规性）

該当機関 岡崎西高等学校

岡崎西高等学校では、令和元年7月19日にプロジェクタの管理を担当する教諭が全プロジェクタを確認したところ、プロジェクタ1台の所在が不明となっていた。

当該プロジェクタが平成27年11月1日から令和3年10月31日の期間で賃貸借契約した借用物品であり、契約終了時には現状に回復して返還することとなっていたため、同校は、当該プロジェクタの賃貸借契約を締結した本庁と相談の上、捜索を続けたが、1年以上経過しても発見できなかった。

本庁は、これ以上の進展が見込めないことから、紛失したプロジェクタの発見は不可能と判断し、賃貸借契約の相手方と協議を行い、その結果、契約期間満了日までの賃貸料を繰り上げて支払うのであれば、プロジェクタの返還は不要であることを確認し、令和3年2月26日付けで変更契約を行い、その変更契約日の翌月から契約期間満了日までの賃貸料11,976円を繰り上げて支出し、当該プロジェクタ1台に係る賃貸借を終了した。

なお、同校では、今回紛失したプロジェクタを含めて10台のプロジェクタを借用していたが、保管庫に鍵をかけたり、管理簿による使用状況の把握を行ったりはしていなかった。

- 所在が不明となった借用物品

品名	取得年月日	取得金額
投影機（プロジェクタ）	平成27年11月1日	302,242円

<参考>

- | |
|---|
| <p>○ 愛知県財務規則
(物品の管理)
第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
2 略</p> <p>○ プロジェクトの賃貸借契約書
(物件の管理責任)
第9条 甲は、これを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
(物件の返還等)
第10条 甲は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りでない。</p> |
|---|

〈監査意見〉物品の適切な管理を求めるもの

該当機関 教育委員会

物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないことから、愛知県財務規則では、物品出納職員による毎年度1回以上の点検事務を行うことになっている。

今回の定期監査において、県立学校において物品の窃取や紛失事案が見受けられた。これらの事案は、その点検事務等により発覚したが、発生の予防措置としての物品管理は不十分であったと言わざるを得ない。

これらの事案は、児童生徒・保護者はもとより県民の信頼を著しく損ねることになる。

については、現に窃取や紛失が発生したという事実を踏まえて、具体的な再発防止策の検討をされたい。

また、物品の窃取事案について、瀬戸高等学校では、担当教諭の要望に応じ天体望遠鏡の購入手続をし、納品時に事務職員は型番の確認は行ったが、正常に動作するかについての確認は当該教諭に一任しており、その後も当該教諭以外には使用状況を確認していなかったため、購入当初から事件発覚に至るまで使用できない状態であることを把握できていなかった。

については、学校で使用する物品には、専門的なものも多いと思われるので、納品時には事務職員はもちろんのこと、必要に応じ教諭も立ち会って

十分な動作確認を実施するとともに、日頃から物品が有効に使用されているかの確認を実施されたい。

<参考>

○ 愛知県財務規則 (点検) 第118条 物品出納職員は、毎年度1回以上その保管する物品(基金に属する動産を含む。)及び職員が使用する物品を帳簿と対照の上点検し、その旨帳簿の余白に記載しなければならない。
--

オ 委 託

【指摘事項】 農業総合試験場東三河農業研究所改修設計委託において、積算金額に誤りがあったもの(合規性)

該当機関 建築局公共建築課

公共建築課では、農業総合試験場東三河農業研究所改修設計業務の委託料の計算において、積算業務の総業務量を積算する際の根拠となる図面枚数の積算をする際に、集計の範囲設定を誤り、また、確認者による確認も不十分であったことにより、積算金額が77,000円過小となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
直接人件費①	5,949,806円	5,919,845円
改修設計	4,770,072円	4,770,072円
積算業務	1,179,734円	1,149,773円
【建築】	$4,087.5 \times \text{総業務量}$ $(0.8872 \times (12.54 \times \text{図面枚数 } 62 \text{ 枚})^{0.796})$ =725,204円	$4,087.5 \times \text{総業務量}$ $(0.8872 \times (12.54 \times \text{図面枚数 } 58.8 \text{ 枚})^{0.796})$ =695,243円
【設備】	454,530円	454,530円
諸経費②	6,544,787円	6,511,830円
技術料等経費③	1,865,407円	1,858,325円
業務価格 (①+②+③)	14,360,000円	14,290,000円
消費税相当額	1,436,000円	1,429,000円
合計	15,796,000円	15,719,000円

積算金額の差 77,000円
(参考) 当初契約金額 15,620,000円

<参考>

○ 設計監理委託料算定基準

設計業務等積算基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、建設局、都市整備局及び建築局が発注する建築物及びその
附帯施設の工事（以下「建築等工事」という。）に係る設計等の業務（建
築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工
事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、
予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設
計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成31年国
土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）及び平成27年国土交通
省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を本項で定め、もって設計業
務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

【指摘事項】 ユネスコスクール交流会企画運営委託において、変更契約書を作成していなかったもの（合規性）

該当機関 教育委員会生涯学習課

契約担当者は、契約締結後に技術、予算その他やむを得ない理由により
必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができ、
協議が整ったときは、遅滞なく変更契約書を作成しなければならないとさ
れている。

生涯学習課では、ユネスコスクール交流会企画運営委託に関し、契約締
結後に、交流会へのオンライン参加を可能にさせる必要が生じたため、当
初仕様書で定めた内容を一部中止することとしたが、変更後の契約金額が
変わらなかったことから、変更契約書の作成が不要と誤解し、契約者との
協議が整った後も変更契約書を作成していなかった。

○ 委託契約の概要

委託名	ユネスコスクール交流会企画運営委託業務
委託期間	令和2年6月2日から令和3年2月26日まで
契約額	2,528,000円

○ 当初仕様書で定めた内容のうち中止した主な項目及びそれに係る費用

項目	費用
手話通訳	69,000円
啓発資材の作成	12,500円

<参考>

○ 愛知県財務規則 (契約内容の変更)
第134条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。
2 略
3 契約担当者は、契約内容の変更協議がととのつたときは、第127条又は第129条第2項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書等を作成しなければならない。

カ 工 事

【指摘事項】 舗装工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 海部農林水産事務所

海部農林水産事務所では、舗装工事を行うに当たり、契約締結後の警察との協議の結果、当初設計時には予定していなかった交通誘導警備員を配置することとし、設計変更を行っていた。その際、直接工事費の仮設工に計上すべきところ、設計担当者が間接工事費の共通仮設費に計上すべきと誤解し、また、確認者による確認が不十分であったため、積算を誤り、設計金額が150,700円過小となっていた。

その結果、当該設計金額に基づき算定（工事価格×請負率）した契約金額（変更後）についても145,200円過小となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	17,431,000円	17,317,000円
純工事費	13,267,000円	13,184,000円
直接工事費	11,691,000円	11,079,000円
仮設工	612,000円	計上せず
交通誘導警備員	46人×13,300円 =611,800円	
共通仮設費	1,576,000円	2,105,000円
交通誘導警備員以外	1,576,000円	1,493,000円
交通誘導警備員	計上せず	612,000円 46人×13,300円 =611,800円

現場管理費	4,164,000 円	4,133,000 円
一般管理費等②	3,221,000 円	3,198,000 円
工事価格 (①+②)	20,652,000 円	20,515,000 円
消費税相当額	2,065,200 円	2,051,500 円
合計	22,717,200 円	22,566,500 円

設計金額の差 150,700 円

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 =17,800,000 円／18,480,000 円≒96.320%
本来の契約金額	21,881,200 円	(税抜) 工事価格×請負率=19,892,000 円(千円未満切捨て)
実際の契約金額	21,736,000 円	(税抜) 工事価格×請負率=19,760,000 円(千円未満切捨て)
契約金額の差	△145,200 円	

<参考>

○ 土地改良事業等請負工事積算基準

第4 直接工事費の積算

2. 労務費

労務費は、工事の施工に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとする。

(1) 所要人員

所要人員については、別に定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

○ 土地改良事業等請負工事標準歩掛

15. 仮設工

② 交通誘導警備員

1. 適用範囲

交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等が交通管理を行う場合に適用する。

2. 積算

現場条件に応じて、交通誘導警備員の職種、配置人員等を考慮し積算する。

【指摘事項】排水路工事請負契約において、設計金額に誤りがあったもの
(合規性)

該当機関 海部農林水産事務所

予定価格が500万円以上の工事を発注する場合で金銭的保証制度を必要とするときの設計金額は、一般管理費等率に0.04%の補正を行うこととされている。

海部農林水産事務所では、排水路工事の設計において、一般管理費等を積算する際、設計担当者が積算システムの操作を誤り、この補正を行っていなかった。さらに、確認者においてもこのことを見過ごしたため、設計金額が48,400円過小となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	109,565,000円	109,565,000円
純工事費	86,638,000円	86,638,000円
直接工事費	72,181,000円	72,181,000円
共通仮設費	14,457,000円	14,457,000円
現場管理費	22,927,000円	22,927,000円
一般管理費等②	16,795,000円	16,751,000円
一括計上価格③	Δ6,000円	Δ6,000円
工事価格 (①+②+③)	126,354,000円	126,310,000円
消費税相当額	12,635,400円	12,631,000円
合計	138,989,400円	138,941,000円

設計金額の差 48,400円
(参考) 当初契約金額 131,670,000円

○ 一般管理費等の積算

区分	一般管理費等の額 (千円未満切捨て)	算出式 (直接工事費+間接工事費-処分費等) × 一般管理費等率
正	16,795,000円	(108,989,000円) × (15.370% × 1.00 + 0.04%)
誤	16,751,000円	(108,989,000円) × (15.370% × 1.00)

<参考>

○ 土地改良事業等請負工事積算基準

第6 一般管理費等の内容

4. 一般管理費等率の補正

(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。

1) 略

2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正値を加えて得た率とする。

別表6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）

保証の方法		補正値 (%)
ケース1	発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
ケース2	略	略

【指摘事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの（合規性）

該当機関 海部建設事務所

海部建設事務所では、舗装道修繕工事の設計変更において、区画線工の数量計算をする際、請負業者から提出された書類の確認が十分でなかったことにより、区画線の長さの総和を誤り、設計金額が47,300円過小となっていた。

その結果、当該設計金額に基づき算定（工事価格×請負率）した契約金額（変更後）についても45,100円過小となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	24,455,724円	24,419,550円
純工事費	17,697,724円	17,670,550円
直接工事費	14,497,596円	14,475,422円
区画線設置	68m×311円 =21,148円	38m×311円 =11,818円
	65m×676円 =43,940円	46m×676円 =31,096円
共通仮設費	3,200,128円	3,195,128円
現場管理費	6,758,000円	6,749,000円
一般管理費等②	4,390,276円	4,383,450円
工事価格	28,846,000円	28,803,000円

(①+②)		
消費税相当額	2,884,600 円	2,880,300 円
合計	31,730,600 円	31,683,300 円

設計金額の差 47,300 円

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 =28,600,000 円／29,689,000 円≒96.331%
本来の契約金額	30,565,700 円	(税抜) 工事価格×請負率=27,787,000 円 (千円未満切捨て)
実際の契約金額	30,520,600 円	(税抜) 工事価格×請負率=27,746,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	△45,100 円	

<参考>

○ 積算基準及び歩掛表
第1章 総則 (建地-I)

① 適用範囲等

3. 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

【指摘事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの (合規性)

該当機関 西三河建設事務所

西三河建設事務所では、舗装道修繕工事の設計変更において、区画線工の数量計算をする際、請負業者から提出された書類数量に一部計上漏れがあったが、提出書類の確認が十分でなかったことにより、区画線工の区画線設置数量を誤ったため、設計金額が 17,600 円過小となっていた。

その結果、当該設計金額に基づき算定 (工事価格×請負率) した契約金額 (変更後) についても 16,500 円過小となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	41,900,295 円	41,886,520 円
純工事費	30,995,295 円	30,985,520 円
直接工事費	26,432,231 円	26,424,456 円
区画線工費	1,553,399 円	1,545,624 円
区画線設置	25m×311 円	計上漏れ
破線白 w=15cm	=7,775 円	
共通仮設費	4,563,064 円	4,561,064 円
現場管理費	10,905,000 円	10,901,000 円
一般管理費等②	7,102,705 円	7,100,480 円
工事価格 (①+②)	49,003,000 円	48,987,000 円
消費税相当額	4,900,300 円	4,898,700 円
合計	53,903,300 円	53,885,700 円

設計金額の差 17,600 円

○ 契約金額の算定

区分	金額 (税込)	備考
請負率		当初契約金額／当初設計金額 =43,200,000 円／45,070,000 円≒95.850%
本来の契約金額	51,665,900 円	(税抜) 工事価格×請負率=46,969,000 円 (千円未満切捨て)
実際の契約金額	51,649,400 円	(税抜) 工事価格×請負率=46,954,000 円 (千円未満切捨て)
契約金額の差	△16,500 円	

<参考>

○ 積算基準及び歩掛表 第1章 総則 (建地-I) ① 適用範囲等 3. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

キ 事務事業

【指摘事項】 道路占用許可等の事務において、不適切な事務処理が行われていたもの（合規性）

該当機関 西三河建設事務所

西三河建設事務所では、平成 30 年度及び令和元年度に維持管理課に在籍した職員が、道路占用許可等の事務において、所属長の意思決定を適正に受けずに公印を使用し許可書や承認書を交付したり、申請書類を未処理のまま放置するなど、67 件の不適切な事務処理が行われていた。

- 道路占用許可等の事務の概要
 - ・道路に工作物等を設置する際に必要な「道路占用許可」手続等に係る事務
 - ・道路から建物敷地への自動車乗入口等を設置する工事を行う際に必要な「道路に関する工事の設計及び実施計画承認」手続に係る事務
 - ・道路の境界確定や登記等に係る事務

○ 不適切な事務処理が発覚した経緯

時期	事件の経過
平成 30 年度から 令和元年度	当該職員は、西三河建設事務所において、道路占用許可等の事務の担当であり、以下のような不適切な事務処理を行った。 ○所属長の意思決定を適正に受けずに許可書等を交付した。 ○上司の印影をカラーコピーして偽造した決裁書を用いて公印を使用し、許可書等を交付した。 ○申請書等を受領したにもかかわらず、手続を行わず放置した。 ○申請者から提出された書類等を紛失した。
令和 2 年 4 月	当該職員は、他の所属に異動
令和 2 年 6 月	同事務所は、書庫内で処理せず放置されたままの申請書等の書類を発見
令和 2 年 6 月から 令和 2 年 12 月	同事務所は、当該職員が担当した 2 年間分の道路占用許可等の事務に関わる書類を調査した。

○ 不適切な事務処理への対応

番号	不適切な事務処理	対応
1	所属長の意思決定を適正に受けずに許可書又は承認書を交付したものの39件	申請者に発行した許可書又は承認書と申請者から提出された申請等を改めて審査したところ、申請内容は適当であるとともに、許可又は承認の要件を満たしていることを確認した。
2	未処理のまま放置したものの28件	申請内容の審査を行い、許可書又は承認書の交付等の手続を終えた。
3	上記1、2のうち申請者から提出された書類の所在が不明なもの12件	申請者に改めて必要な書類を提出していただき、内容を審査の上、許可等が適当であることを確認した。

<参考>

○ 道路法

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項、第6項若しくは第7項、第19条から第22条の2まで又は第48条の19第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 以下 略

二 以下 略

○ 愛知県公印取扱規程 (※事案発生時の規程)

(公印の使用)

第3条 公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。

2 管守者又は公印取扱者は、公印の使用の申出があつたときは、施行する行政文書と決裁文書又は証拠書類とを対照調査し、相違のないことを確認の上使用させ、決裁文書又は証拠書類の所定欄又は欄外余白に認印しなければならない。

3 略

○ 愛知県公印取扱規程の解説

第3条関係 (公印の使用)

略

承認をする際は、必ず施行する文書と決裁文書又は証拠書類 (総合文書管理システムで回議して決裁を受けたもの) にあつては、システムから出力された

決裁済起案書をいう。以下同じ。)とを記載事項、施行枚数等について対照調査し、相違のないことを確認しなければならない。公印の施行後は、公印の施行枚数について確認するものとする。

〈監査意見〉 道路占用許可等の事務において、適切な事務処理を求めるもの

該当機関 建設局

許認可等に係る事務は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、その手続の公正及び透明性を確保することが求められるところ、西三河建設事務所の不適切な事務処理の発生は、県民の信頼を著しく損ねるものである。

道路占用許可等の事務において、各建設事務所では、事務の進行管理を把握するため、グループ内の職員全ての申請の進捗情報を相互に確認することとしているが、西三河建設事務所ではこうした確認によるチェック体制が十分に機能していなかった。

については、グループ内の職員のみならず、管理職が責任を持って進行管理を確実にを行うことを徹底されたい。

また、公印の使用に関し、申請者から提出された書類と許可書や承認書が存在しているにもかかわらず、決裁文書の存在が確認できないものがあったことから、公印を管理する管守者又は公印取扱者（以下「公印管理者」という。）の使用承認を受けずに公印を使用して許可書や承認書を交付したと考えられる。

については、公印管理者が公印の使用承認をする際には、施行する文書と決裁文書との記載事項、施行枚数等について対照調査し、公印の施行後は施行枚数について確認することを徹底されたい。

第3 テーマを設定した行政監査

1 概要

(1) 監査のテーマ

情報資産の適正な管理について

(2) 監査の目的

愛知県が保有する情報資産（コンピュータ、情報システム、ネットワーク及びこれらで取り扱う情報など）は、愛知県情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）（警察本部にあつては、愛知県警察情報セキュリティに関する規程）及びこれに基づく要綱、要領等（以下「ポリシー等」という。）で定める情報セキュリティ対策を講じることにより適切に管理することとされている。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、本県においてもテレワークが推進されているが、テレワークは、感染拡大防止や行政活動の継続性の向上に資するだけでなく、新しい働き方として、全ての職員の働きやすさの向上にも資するものであり、更なる推進が期待される。

また、国においては、社会全体のデジタル化に向けた取組を推進する中で、デジタル・ガバメントの構築を最優先課題として位置付けるなど、県行政を取り巻くICT環境は大きく変化している。

こうしたことから、情報資産の管理が、ポリシー等に基づき適切に実施されているかについて監査することにより、本県における情報資産の適正な管理の確保はもとより、テレワークや行政のデジタル化の推進に資するものとする。

(3) 監査の対象

監査対象は、愛知県における情報セキュリティに関する事務について総合的な企画調整を行う機関である総務局情報政策課及び警察本部情報管理課（以下「制度所管課」という。）、及び制度所管課が策定したポリシー等が適用される全ての本庁の各課、地方機関の中から、事前調査の結果等を踏まえ選定した次

の11の所属とした。

ア 制度所管課

総務局情報政策課及び警察本部情報管理課

イ 所属

西三河県民事務所、名古屋東部県税事務所、福祉局障害福祉課、知多福祉相談センター、労働局産業人材育成課、尾張農林水産事務所、建設局航空空港課、一宮建設事務所、教育委員会教職員課、津島高等学校及び中警察署

(4) 監査の着眼点

監査に当たっては、第1の2(1)の財務監査及び2(2)の行政監査と同様に、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて実施した。

(5) 監査におけるリスクの設定

愛知県が保有する情報資産を管理する上で情報セキュリティインシデントの発生につながるリスクをア及びイのとおり設定した。

ア 制度所管課

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 情報資産の管理体制が構築されないリスク	ア 情報セキュリティ対策を実施するための管理体制が整備されているか。	(1)ア、イ
	イ 職員に対する情報セキュリティに係る研修が行われているか。	(1)ウ、エ
2 ポリシー等が全職員に遵守されないリスク	情報セキュリティに係る監査が定期的に行われているか。	(1)オ
3 ポリシー等が適切に策定されないリスク	ア 総務省作成の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠するなどして、情報資産を保護するために必要な項目がポリシー等に含まれているか。	(1)カ
	イ 情報セキュリティに係る監査及びポリシー等の遵守状況の自己点検の結果や情報セキュリティに関する状況の変化などに対応して、ポリシー等が適宜見直されているか。	

イ 所属

リスク	監査の主な観点	監査結果 該当項目
1 情報資産の管理体制が構築されないリスク	ア 情報セキュリティ対策を実施するための管理体制が整備されているか。	(2)ア
	イ 職員の情報セキュリティ意識の向上を図るための取組（ポリシー等の回覧等）が行われているか。	(2)ア、イ
2 ポリシー等が全職員に遵守されないリスク	ア ポリシー等に基づき、情報資産について、その重要性に応じた分類が適切に行われているか。	(2)ウ
	イ ポリシー等に基づき、情報資産について、その重要性に応じた分類に沿った管理が適切に行われているか。	(2)エ、オ、カ、キ
	ウ ポリシー等の遵守状況の自己点検が定期的に行われているか。	(2)ク
	エ ポリシー等の遵守状況の自己点検の結果、遵守されていない事項について、速やかに適切な措置が講じられているか。	
	オ 情報セキュリティに係る監査の結果、改善の必要があるとされた事項について、速やかに必要な措置が講じられているか。	(2)ケ

(6) 監査の実施内容

ア 制度所管課

令和3年2月25日から令和3年7月1日までの間、(3)アの制度所管課に出向き、(5)アにより設定したリスクの視点から、(3)イの所属に対する監査の結果を踏まえ、事前に質問票を送付した上で情報資産の管理状況の実態を調査し、あわせて、(3)アの制度所管課の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査を実施した。

イ 所属

令和2年12月23日から令和3年7月1日までの間、(3)イの所属に出向き、(5)イにより設定したリスクの視点から、事前調査で提出された事前調査票を参考にして、現場での情報資産の管理状況の実態を調査し、あわせて、(3)イ

の所属の職員から説明を聴取するなどの方法により、事務局職員による監査を実施した。

2 監査結果

監査の結果は次のとおりであり、1件の是正又は改善を必要とする事項があった。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、2件の監査意見を付した。

なお、監査の結果のうち監査意見を付した事項には、文末に「(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)」と記載している。

(1) 制度所管課

ア セキュリティ管理体制の整備

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、警察本部を除く県（制度所管課としての総務局情報政策課。以下同じ。）における情報セキュリティ対策を実施するため、情報セキュリティに関する管理体制を整備するとされている。

そこで、上記規定に基づき制度所管課における情報セキュリティに関する管理体制が整備されているか、また、情報セキュリティ対策会議において情報セキュリティポリシーや情報セキュリティに関する重要な事項を協議するほか、情報セキュリティ対策に関する連絡調整等を適切に行っているかを監査した。

なお、警察本部（制度所管課としての警察本部情報管理課。以下同じ。）については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、総務局長を情報セキュリティ統括責任者、総務局総務部長を情報セキュリティ副統括責任者、総務局情報政策課長を情報セキュリティ責任者（全局等の情報セキュリティ全般を管理する者）とする体制がとられていた。なお、これらの職は「充て職」であった。また、情

報セキュリティ副統括責任者を会長、情報セキュリティ責任者等を構成員とする情報セキュリティ対策会議が構成され、年2回程度の会議を開催し、主に情報セキュリティ対策に関する報告、連絡調整等が行われていた。

警察本部においては、総務部長が情報セキュリティ事務を総括し、各部長がそれぞれの掌理する部の事務に係る情報セキュリティ事務を統括し、情報管理課長が総務部長を補佐し、情報セキュリティ事務が適正かつ円滑に処理されるよう改善に努め、その事務を処理する者に対し必要な指導及び助言を行う管理体制とされていた。

イ 推進計画の策定

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、毎年度、情報セキュリティ対策会議の構成員による協議を経て、情報セキュリティ対策の推進計画を策定するとされている。

そこで、上記規定に基づき情報セキュリティ対策の推進計画が策定されているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、情報セキュリティ対策会議の構成員による協議の上、毎年度3月末に当該計画が策定されていた。

警察本部においては、情報セキュリティ対策に係る計画として、警察情報システムアクションプラン（5か年計画）が策定されていた。

ウ 研修の実施

(7) 情報セキュリティに関する研修

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、職員に対し、情報セキュリティに関する研修を行わなければならないとされて

いる。

そこで、上記規定に基づき情報セキュリティに関する研修が行われているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、情報化リーダー及び情報化スタッフを対象とした研修がそれぞれ年1回実施されていた。

警察本部においては、主任情報セキュリティ指導員及び情報セキュリティ指導員を対象とした教育が年2回実施されていた。

なお、情報化リーダー及び情報化スタッフは警察本部を除く県において、主任情報セキュリティ指導員及び情報セキュリティ指導員は警察本部において、それぞれ所属ごとに置くこととされ、職務として所属における情報セキュリティ対策を実施することとされている。

(イ) ポリシー等に関する啓発

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、職員に対し、情報セキュリティポリシーに関する啓発を行うとともに、職員が常に情報セキュリティポリシーを参照することができるよう適切な措置を講じなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき情報セキュリティポリシーに関する啓発が行われるとともに、適切な措置が講じられているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、情報セキュリティ統括責任者による職員に対する研修が行われ、また、職員用ポータルサイトにおいて、情報セキュ

リティポリシー及び関係規程等を掲載するなどの措置が講じられていた。

警察本部においては、同様の規定はないものの、警察本部情報管理課が作成する情報セキュリティに係る教育用資料を職員に毎月配布するとともに、職員用ポータルサイトに愛知県警察情報セキュリティに関する規程及びこれに基づく要綱・要領等（以下「警察情報セキュリティポリシー」という。）を掲載するなどの措置が講じられていた。

エ サイバーセキュリティ月間における取組

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、サイバーセキュリティ月間（サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のために政府が定める期間（おおむね2月から3月18日まで）をいう。以下同じ。）において、自己点検、訓練等、職員に対する情報セキュリティ意識の普及啓発活動を促進しなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき職員に対する情報セキュリティ意識の普及啓発活動が促進されているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、職員による自己点検及びネットワーク等管理者（ネットワーク管理者及び情報システム管理者をいう。以下同じ。）による訓練等を実施するよう、情報セキュリティ総括責任者による啓発が行われていた。

警察本部においては、同様の規定はないものの、情報管理課長が教育用資料を配布することにより、職員に対する啓発が行われていた。

オ 監査の実施

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、ネット

ワーク等（ネットワーク又は情報システムをいう。以下同じ。）の情報セキュリティに関する監査（以下「システム監査」という。）を定期的実施するものとされている。また、情報セキュリティ責任者及びネットワーク等管理者は、システム監査の結果、改善の必要があるとされた事項について速やかに必要な措置を講じなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づきシステム監査が実施されているか、また、システム監査の結果に基づいて必要な措置が講じられているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、毎年度、内部監査としてシステム監査及び所属監査（情報セキュリティ全般に係る監査）を実施しており、このうちシステム監査については10所属程度を抽出して監査が実施されていた。なお、システム監査の結果、改善の必要があるとされた事項については、ネットワーク等管理者によって速やかに必要かつ適切な措置が講じられ、ネットワーク等管理者から報告を受けた情報セキュリティ責任者によって当該措置の確認が行われていた。また、所属監査では、毎年度、100所属程度を抽出して書面監査が実施され、その結果を踏まえて、それらの所属の中から10所属程度を更に抽出して実地監査が実施されていた。

警察本部においては、毎年度、全所属に対する内部監査が実施されていた。また、内部監査の結果、是正又は改善の必要があるとされた事項については、速やかに必要かつ適切な措置が講じられていた。

カ ポリシー等の見直し

(7) ガイドラインへの準拠

《監査の主な観点》

総務省では、各地方公共団体が当該団体における情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を作成している。

そこで、当該ガイドラインの最新版に準拠するなどして、情報資産を保護するために必要な項目が情報セキュリティポリシー及び関係規程等に含まれているかを監査した。

なお、警察本部についても同様に、必要な項目が含まれているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、情報セキュリティポリシー及び関係規程等が当該ガイドラインに準拠して策定されていた。

警察本部においては、警察庁からの通達等の内容に基づき、警察情報セキュリティポリシーが策定されていた。

(イ) 監査の結果の活用

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、システム監査の結果を取りまとめ、情報セキュリティ対策会議に報告するとともに、システム監査の結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、情報セキュリティ対策推進計画の策定等に活用しなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づきシステム監査の結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに活用されているかなどを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、システム監査及び所属監査の結果の概要について情報セキュリティ対策会議に報告されていた。なお、所属監査において、職員が業務上、国の担当省庁に赴いてUSBメモリにデータを記録し持ち帰る機会が多くある事を把握したため、庁舎外で情報資産を取得した場合の規定を情報セキュリティポリシーに追加している事例があった。

また、システム監査及び所属監査の結果を庁内の全機関に送付し、監査対象外の所属における情報セキュリティの改善に活用しているとのことであつた。

警察本部においては、情報セキュリティに係る監査の結果は、警察情報セキュリティポリシーに係る職員への教育に活用しているとのことであつた。

(ウ) 自己点検の結果の活用

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ統括責任者は、情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者による自己点検の結果を取りまとめ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等に活用しなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき自己点検の結果が情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し等に活用されているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者に自己点検の実施を促すための調査として位置付けた「情報セキュリティ対策状況調査」を毎年度実施していた。なお、その結果が直接情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直しに活用された事例はなかったものの、当該調査の結果を踏まえてシステム監査等が実施されていた。

警察本部においては、上記規定に相当する規定はないが、警察情報システム機器、外部記録媒体等の点検の結果を警察情報セキュリティポリシーに係る職員への教育に活用しているとのことであつた。

(I) 新たな対策の実施

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たな対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシー及び関係規程等を見直さなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき当該状況の変化に対応して情報セキュリティポリシー及び関係規程等が適宜見直されているかを監査した。

なお、警察本部については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

警察本部を除く県においては、メールの誤送信による情報漏えい事故の発生を受けて、例外を除き送信先のメールアドレスは「bcc」に記入して送信するよう情報セキュリティポリシーに規定を追加した事例があった。

警察本部においては、警察庁からの通達等の内容に基づき、警察情報セキュリティポリシーの見直し等がされていた。

(2) 所属

ア セキュリティ管理体制の整備

(7) 管理者等の指名

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ対策を実施するため、情報セキュリティに関する管理体制を整備するとされている。

そこで、上記規定に基づき所属における情報セキュリティに関する管理体制が整備されているか、また、情報化リーダー等設置要領に基づく情報化リーダー及び情報化スタッフが指名されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属（中警察署を除く。以下同じ。）の全てにおいて、「充

て職」として所属長が情報セキュリティ管理者に充てられていた。さらに、局別に個別の業務で使用しているネットワーク等を所管する所属のうち、教職員用のネットワークを所管する教育委員会教職員課においては、所属長が情報セキュリティ管理者と兼ねてネットワーク管理者に充てられ、また、情報システムを所管する福祉局障害福祉課においては、所属長が情報セキュリティ管理者と兼ねて情報システム管理者に充てられていた。

次に、監査対象とした所属の全てにおいて、情報化リーダーには、所属の筆頭グループの班長又は同班長に相当する職にある者が指名されていた。また、情報化スタッフには、情報機器の操作、ネットワーク利用等の知識・技能を有すると認められる職員の中から、当該所属の規模等に応じて単数又は複数が指名されていた。

中警察署においては、主任情報セキュリティ指導員に課長又は課長代理の職にある者の中から複数が指名されており、また、情報セキュリティ指導員についても複数が指名されていた。

(イ) 研修の受講等

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ管理者は、所属職員の情報セキュリティ意識の向上を図るものとされている。また、ネットワーク等管理者は、ネットワーク等の管理に必要な研修を担当職員に受講させなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき情報セキュリティ管理者は所属職員の情報セキュリティ意識の向上を図る取組を実施しているか、また、ネットワーク等管理者は担当職員に研修を受講させているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属の全てにおいて、情報セキュリティ管理者により所属職員への情報セキュリティ意識の向上が図られていた。

次に、ネットワーク等を所管する2所属について、情報システムを所管する福祉局障害福祉課においては、情報システム管理者が当該情報システムの管理に必要な研修を新規採用職員及び転入職員に受講させていた。また、教職員用のネットワークを所管する教育委員会教職員課においては、既にネットワークの管理に必要な研修を受講した職員がネットワークの管理を行っているため、新たに必要となる研修以外の研修の受講は行っていなかった。

中警察署においては、署長により所属職員への情報セキュリティ意識の向上が図られていた。

イ 職員以外の者に対するセキュリティ対策

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、情報セキュリティ要件を明記した契約に基づき措置しなければならないとされている。なお、この際の契約書や仕様書に明記すべき情報セキュリティに関する特約条項の例が、制度所管課により示されている。

そこで、上記規定に基づき、外部委託事業者との契約に当たり、個人情報、機密情報等の取扱いを外部に委託する場合に、契約書、請書等に明記すべき情報セキュリティに関する特約条項が付されているか、また、外部に委託する業務の履行場所が愛知県の施設以外の場合に、情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査が必要に応じて実施されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、建設局航空空港課において、機密情報等の取扱いを外部に委託する業務3件で、情報セキュリティに関する特約条項に明記すべき項目（ポリシーの遵守等）が不足していた。なお、上記所属及び個

個人情報、機密情報等の取扱いを外部に委託する事例のなかった知多福祉相談センター及び津島高等学校を除く7所属においては、個人情報、機密情報等の取扱いを外部に委託する場合に、契約書、請書等に明記すべき情報セキュリティに関する特約条項が付されていた。

次に、情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査については、監査対象とした所属のうち名古屋東部県税事務所において、平成29年度に情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立入検査が実施されていたが、上記所属及び外部に委託する事例のなかった2所属を除く7所属では、当該立入検査が実施された事例がなかった。

中警察署においては、個人情報、機密情報等の取扱いを外部に委託する場合は、守秘義務の担保、再委託管理及び業務管理等に係る事項が仕様書等に盛り込まれるとともに、外部委託事業者が当該事項を遵守していることが確認されていた。

(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

ウ 情報資産の分類

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報資産は、その重要性に応じて、重要性A（秘密を要する情報資産）、重要性B（重要性A又は重要性C以外の情報資産）又は重要性C（直ちに一般に公表することを前提としている情報資産）により分類するとされている。なお、この分類に当たっては、保護すべき保有個人情報等を考慮するとされている。

そこで、上記規定に基づき情報資産の重要性分類が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属の全てにおいて、所属ごとに異なる取扱いで情報資産

の重要性分類が行われており、所属によっては、重要性Aとして取り扱うべき個人情報等について重要性分類が行われていなかった（表1）。また、重要性B以下の情報資産については、その大部分の重要性分類が行われていなかった。

中警察署においては、管理対象情報（書面に記載された情報を含む。）について、定められた規則に従い重要性の分類がされていた。

表1 所属における情報資産の重要性分類の取扱状況

所属名	取扱状況
西三河県民事務所	個人情報を記録したパソコン及び電磁的記録媒体が重要性Aとして分類されていた。個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。
名古屋東部県税事務所	主にパソコン並びにネットワークハードディスク及びこれに記録された個人情報等が重要性Aとして分類されていた。なお、パソコンには個人情報等が記録されていなかった。
福祉局障害福祉課	主に個人情報が重要性Aとして分類されていた。パソコン、電磁的記録媒体等は個人情報を記録する情報資産として整理されており、パソコン及びネットワークハードディスクが重要性Aとして分類されていなかった。
知多福祉相談センター	個人情報を取り扱うパソコンが重要性Aとして分類されていた。個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。
労働局産業人材育成課	パソコン及び電磁的記録媒体が重要性Aとして分類されていた。個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。
尾張農林水産事務所	パソコン及び個人情報を取り扱うネットワークハードディスクが重要性Aとして分類されていた。個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。
建設局航空空港課	パソコン、ネットワークハードディスク、個人情報及び機密情報が重要性Aとして分類されていた。
一宮建設事務所	パソコン及び電磁的記録媒体が重要性Aとして分類されていた。個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。

教育委員会教職員課	パソコン並びにネットワークハードディスク及びこれに記録された個人情報的重要性Aとして分類されていた。パソコンには個人情報が記録されていなかった。
津島高等学校	パソコン（職員）又は個人情報（教員）が重要性Aとして分類されていた。職員が取り扱う個人情報は情報資産の重要性分類が行われていなかった。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

エ 情報資産の管理

(7) 情報資産の管理責任

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、所管する情報資産について、重要性分類に基づいて管理することとされている。また、重要性Aの情報資産について厳重に管理することとされている。

そこで、上記規定に基づき重要性Aの情報資産が、名称、保管場所、利用者の範囲等を明らかにして管理され、定期的に確認されているか、また、暗号化、パスワード設定、アクセス制限等が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属の全てにおいて、所管する情報資産が情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者（津島高等学校の教員が取り扱う情報資産にあつては、教員）によって管理され、また、定期的に確認されていた。しかし、西三河県民事務所、福祉局障害福祉課、知多福祉相談センター、労働局産業人材育成課、尾張農林水産事務所、一宮建設事務所及び津島高等学校においては、重要性Aとして取り扱うべき個人情報等の分類が行われていないことから、当該情報資産の管理及び確認がなされていなかった。

次に、監査対象とした所属のうち、労働局産業人材育成課を除く9所属においては、重要性Aの情報資産について、パスワード設定等により厳重に管理されていた。しかし、労働局産業人材育成課においては、ネットワークハードディスク及びこれに記録された個人情報について、パスワード設定等の措置が講じられていなかった。

中警察署においては、警察情報システム機器の管理について、管理台帳が作成され、定期的に確認されていた。また、ファイルサーバで保管する管理対象情報については、フォルダへのアクセス制限が行われるなど厳重に管理されていた。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(イ) 情報資産の重要性分類の表示

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、職員は、重要性Aの情報資産について、情報の重要性分類を表示することとされている。なお、この際には第三者が情報の重要性分類を容易に識別できないよう留意する旨の基準が示されている。

そこで、上記規定に基づき重要性Aの情報を記録した記録媒体及びシステム関連文書に、第三者が当該情報の重要性分類を容易に識別できないように留意した上で、重要性分類が表示されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、尾張農林水産事務所及び建設局航空空港課においては、重要性Aの情報資産について、第三者が当該情報等の重要性分類を容易に識別できないように留意した上で、重要性分類が表示されていた。しかし、上記所属を除く8所属においては、当該情報等の重要性分類が表示されず、又は第三者が当該情報等の重要性分類を容易に識別でき

ないように留意されていなかった（表2）。

中警察署においては、管理対象情報を記録した電磁的記録媒体について、第三者が重要性分類を容易に識別できない形で重要性分類が表示されていた。

表2 所属における情報資産の重要性分類の表示状況

所属名	表示状況
西三河県民事務所	個人情報を記録したネットワークハードディスクには「A」と表示されていた。
名古屋東部県税事務所	個人情報等を記録したMO等については、総務局税務課が定めた取扱いに基づき、当該情報等の内容が記載されたラベルが貼付されていた。
福祉局障害福祉課	個人情報を記録したパソコン及び電磁的記録媒体（USBメモリを除く。）並びに技術情報を記録したシステム関連文書（紙媒体）に、当該情報の重要性分類が表示されていなかった。
知多福祉相談センター	個人情報を記録したパソコンに、当該情報の重要性分類が表示されていなかった。
労働局産業人材育成課	パソコンには個々の職員の判断で個人情報が記録されていたが、当該情報の重要性分類が表示されていなかった。 個人情報を記録したネットワークハードディスクには、第三者に対する留意をした上で当該情報の重要性分類が表示されていた。
尾張農林水産事務所	個人情報を記録したパソコン及びネットワークハードディスクには、第三者に対する留意をした上で当該情報の重要性分類が表示されていた。
建設局航空空港課	個人情報等を記録したパソコン及びネットワークハードディスクには、第三者に対する留意をした上で当該情報等の重要性分類が表示されていた。
一宮建設事務所	個人情報等を記録したパソコンに、当該情報等の重要性分類が表示されていなかった。 個人情報等を記録したネットワークハードディスクには「重要性A」と表示されていた。
教育委員会教職員課	技術情報を記録したシステム関連文書（紙媒体）に、当該情報の重要性分類が表示されていなかった。

津島高等学校	個人情報記録したパソコンに、当該情報の重要性分類が表示されていなかった。
--------	--------------------------------------

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(ウ) 他所属で作成された情報資産の取得

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、他所属で作成された情報資産を取得した場合は、提供元の情報資産の重要性分類に基づいた取扱いをすることとされている。

そこで、上記規定に基づき他所属で作成された情報資産が提供元の重要性分類に基づき取り扱われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属の全てにおいて、提供元から情報資産の重要性分類が示された事例はほとんど見られず、個人情報等が記録された情報を取得した場合は、その所属の判断によって重要性Aの情報資産として取り扱われていた。

中警察署においては、他所属で作成された管理対象情報を取得した場合、提供元が分類した重要性分類を承継する取扱いが行われていた。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(I) 庁舎外における情報資産の取得

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、庁舎外で情報資産を取得した場合は、重要性分類を行い、直ちに必要な情報を記録することとされている。また、庁舎外で重要性Aの情報資産を取得することが予定されているときは、あ

らかじめ記録に残る形で情報セキュリティ管理者の承認を得ることとされている。さらに、取得することが予定されていない重要性Aの情報資産を庁舎外で取得することになった場合は、その場で情報セキュリティ管理者に報告することとされている。なお、その際の持ち帰りに当たっては、その場で取り得る可能な限りの盗難・紛失対策をとることとされている。

そこで、上記規定に基づき庁舎外における情報資産の取得の手続が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、名古屋東部県税事務所においては、庁舎外で重要性Aの情報資産を取得した際は、必要な情報が直ちに記録されていた。また、庁舎外で重要性Aの情報資産を取得することが予定されているときには、情報セキュリティ管理者の承認が行われていた。

なお、上記所属を除く9所属においては、上記手続の事例はなかった。

中警察署については、庁舎外で情報資産を取得する際は、情報資産を記録するために必要な外部記録媒体の持ち出し許可を情報セキュリティ指導員（執務時間外にあっては、当直責任者等）又は所属長に得ることとされており、また、情報資産の取得時に管理対象情報の分類を決定し、帰庁後、管理対象情報を警察情報システムへ取り込む際のシステムログにより記録を行っているとのことであった。

(オ) 情報資産のバックアップの取得

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報資産を保管する場合は、必要に応じてバックアップを取得することとされている。

そこで、上記規定に基づきパソコン、ネットワークハードディスク等に記録した情報資産のバックアップが定期的に、又は必要な都度取得されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、福祉局障害福祉課及び一宮建設事務所を除く8所属においては、ネットワークハードディスクに保存した情報資産について定期的にバックアップが取得されていた。しかし、福祉局障害福祉課及び一宮建設事務所においては、ネットワークハードディスクに保存した情報資産についてバックアップが取得されていなかった。

また、西三河県民事務所、福祉局障害福祉課、知多福祉相談センター、労働局産業人材育成課、尾張農林水産事務所及び津島高等学校においては、職員の使用するパソコンに保存した情報資産について、必要に応じて全庁ファイルサーバ、所属のネットワークハードディスク等にバックアップが取得されていた。

中警察署においては、警察本部情報管理課が所管するファイルサーバに管理対象情報を保存しており、当該課による定期的なバックアップの取得がなされていた。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(カ) 情報資産の盗難防止

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、端末等の盗難防止のため、事務室等について不在時の施錠等の措置を講じることとされている。

そこで、上記規定に基づきパソコン等の盗難防止の措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属の全てにおいて、不在時における事務室の施錠が行われていた。また、西三河県民事務所、名古屋東部県税事務所、知多福祉相談センター及び尾張農林水産事務所においては全てのパソコンに、福祉局障害福祉課においては一部のパソコンにセキュリティワイヤーが取り付けられていた。

中警察署においては、不在時における事務室の施錠が行われるとともに、全てのパソコンにセキュリティワイヤーが取り付けられていた。

(キ) モバイル端末の保管

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、モバイル端末は、使用時以外は施錠可能な書庫等に保管することとされている。

そこで、上記規定に基づきモバイル端末が保管されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象としたテレワーク用端末の配備のない津島高等学校を除く9所属のうち、教育委員会教職員課において、テレワーク用端末が使用時以外に施錠可能な書庫等に保管されていなかった。なお、教育委員会教職員課を除く8所属においては、テレワーク用端末(名古屋東部県税事務所にあつては、持ち出し用のスタンドアローンパソコン) について、使用時以外は施錠可能な書庫等に保管されていた。

中警察署においては、使用者(捜査員)を指定していないモバイルパソコンについては、使用時以外は施錠可能なキャビネットに保管されていた。

(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(ク) 技術情報文書の保管

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、システム関連文書のうち技術情報に関する文書は、施錠が可能な書庫等に保管することとされている。

そこで、上記規定に基づき当該文書が保管されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象としたネットワーク等を所管する2所属のうち、福祉局障害福祉課においては、所管するネットワーク等のシステム関連文書のうち技術情報に関する文書について、施錠可能な書庫に保管されていた。しかし、教育委員会教職員課においては、当該文書が施錠可能な書庫等に保管されていなかった。

中警察署においては、ネットワーク等を所管していなかった。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(7) 記録媒体の保管

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、確定した情報を記録した記録媒体については、書込禁止措置を講じた上で保管することとされている。

そこで、上記規定に基づきMO（光磁気ディスク）等が保管されているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、名古屋東部県税事務所においては、確定した情報を記録したMOが書込禁止措置を講じた上で保管されていた。しかし、西三河県民事務所においては、当該MOが書込禁止措置を講じた上で保管されていない事例があった。なお、上記所属を除く8所属においては、

確定した情報を記録したMO等が保管されていなかった。

中警察署においても、確定した情報を記録したMO等が保管されていなかった。

(3) **監査意見**「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(㉑) **情報資産の提供**

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、重要性Aの情報資産をその取扱者以外に提供する場合は、情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者の許可を得るとともに、提供した内容を記録することとされている。また、他の団体（外部委託事業者等を除く。）に技術情報又はソフトウェアを提供する場合には、あらかじめ情報セキュリティ責任者の承認を得ることとされている。

そこで、上記規定に基づき情報資産の提供の手続が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、福祉局障害福祉課においては、重要性Aの情報資産（情報システムにおける個人情報）を他の団体に提供する場合には、書面により情報システム管理者の許可が行われるとともに、当該書面に必要な情報が記録されていた。なお、同課では、他の団体に技術情報又はソフトウェアを提供した事例はなかった。

また、上記所属を除く9所属においては、重要性Aの情報資産を提供した事例はなかった。

中警察署においては、機密情報を第三者に提供する場合には、警部以上の階級にある者の許可を得た上で、警察情報システムから対象となる情報を出力する際にシステムログにより記録しているとのことであった。

(サ) 情報資産の持ち出し

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、重要性B以上の情報資産を庁舎外に持ち出す場合には、記録に残る形で情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者の許可を得ることとされている。また、当該許可を得て情報資産を庁舎外に持ち出す場合には、情報セキュリティポリシー別冊（非公開）に定める措置を講じることとされている。

そこで、上記規定に基づき情報資産の持ち出しの許可が行われているか、また、当該許可に係る措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、重要性B以上の情報資産を庁舎外に持ち出す場合において、西三河県民事務所、名古屋東部県税事務所、建設局航空空港課、一宮建設事務所、教育委員会教職員課及び津島高等学校では、所定の手続により情報セキュリティ管理者の許可（津島高等学校にあつては、管理責任者等の許可）が行われていた。しかし、福祉局障害福祉課、知多福祉相談センター、労働局産業人材育成課及び尾張農林水産事務所では、あらかじめ当該許可が行われず、又は所定の手続により当該許可が行われていなかった（表3）。

次に、当該許可を得て情報資産を庁舎外に持ち出す場合において、一宮建設事務所を除く9所属では、情報セキュリティポリシー別冊に定める措置が講じられていた。しかし、一宮建設事務所では、庁舎外に持ち出したパソコンに情報資産（データ）が記録されているか否かについて確実に把握されていなかった。

中警察署においては、持ち出し用機器及び外部記録媒体（管理対象情報を記録したもの）を庁舎外に持ち出す場合は、主任情報セキュリティ指導員（執務時間外にあつては、当直責任者等）又は所属長の許可が行われていた。

表3 所属における情報資産の持ち出しの許可手続状況

所属名	許可手続状況
西三河県民事務所	重要性B以上の情報資産（パソコン、USBメモリ等）を庁舎外に持ち出す場合に、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
名古屋東部県税事務所	重要性B以上の情報資産（データを紙に印刷したものを含む。）を庁舎外に持ち出す場合に、総務局税務課が定める様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
福祉局障害福祉課	重要性B以上の情報資産（パソコン及び電磁的記録媒体）を庁舎外に持ち出す場合に、所定の様式による書面で手続を行っていたが、あらかじめ情報セキュリティ管理者の許可が行われていない事例があった。
知多福祉相談センター	重要性B以上の情報資産（個人情報）を庁舎外に持ち出す場合に、所定の様式とは異なる書面でグループ班長の許可が行われていたが、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
労働局産業人材育成課	重要性Bの情報資産（講演資料が記録されたUSBメモリ）を庁舎外に持ち出す場合に、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
尾張農林水産事務所	重要性B以上の情報資産を庁舎外に持ち出す場合に、所定の様式による書面で課長の許可が行われていたが、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
建設局航空空港課	重要性B以上の情報資産を庁舎外に持ち出す場合には、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
一宮建設事務所	重要性B以上の情報資産（パソコン及び電磁的記録媒体）を庁舎外に持ち出す場合には、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
教育委員会教職員課	重要性B以上の情報資産（パソコン）を庁舎外に持ち出す場合には、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
津島高等学校	重要性B以上の情報資産（教員用のタブレット及び個人情報等のデータ）を庁舎外に持ち出す場合には、所定の様式による書面で管理責任者等の許可が行われていた。

(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(シ) メール等による情報資産の送信

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、重要性Aの情報資産をメール等（各種のデータ交換サービスを含む。）で送信する場合には、記録に残る形で情報セキュリティ管理者の許可を得るとともに、適切な措置を講じることとされている。

そこで、上記規定に基づきメール等による情報資産の送信の許可が行われるとともに、添付ファイルの暗号化、パスワード設定、複数人による宛先等の確認など、当該許可に係る措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、名古屋東部県税事務所及び教育委員会教職員課では、重要性Aの情報資産をメールで送信する場合に所定の手続により情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。しかし、監査対象とした所属のうち、上記所属を除く8所属では、あらかじめ当該許可（津島高等学校にあつては、管理責任者等の許可）が行われず、又は所定の手続により当該許可が行われていなかった（表4）。

また、監査対象とした所属の全てにおいて、メールの送信に当たっては、添付ファイルの暗号化、パスワード設定等の適切な措置が講じられていたが、西三河県民事務所、労働局産業人材育成課、尾張農林水産事務所、建設局航空空港課、一宮建設事務所、教育委員会教職員課及び津島高等学校では、複数人による宛先、添付ファイルの内容等の確認が徹底されていなかった。

中警察署においては、機密情報をメールで送信する場合は、主任情報セキュリティ指導員の許可が行われ、暗号化や複数人による送信内容の確認を行うなどの措置が講じられていた。

表4 所属における重要性Aの情報資産のメール送信の許可手続状況

所属名	許可手続状況
西三河県民事務所	重要性Aの情報（人事情報）をメールで送信する場合に、所定の様式とは異なる書面で次長の許可が行われていたが、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
名古屋東部県税事務所	重要性Aの情報（個人情報等）をメールで送信する場合には、総務局税務課が定める様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
福祉局障害福祉課	重要性Aの情報（個人情報）をメールで送信する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
知多福祉相談センター	重要性Aの情報（個人情報）をメールで送信する場合に、所定の様式とは異なる書面でグループ班長の許可が行われていたが、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
労働局産業人材育成課	重要性Aの情報（表彰関係情報）をメールで送信する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
尾張農林水産事務所	重要性Aの情報（人事情報）をメールで送信する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
建設局航空空港課	重要性Aの情報（人事情報）をメールで送信する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
一宮建設事務所	重要性Aの情報（人事情報）をメールで送信する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていなかった。
教育委員会教職員課	重要性Aの情報（人事企画グループ関係）をメールで送信する場合には、所定の様式による書面で情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。
津島高等学校	重要性Aの情報（修学旅行に係る生徒の個人情報）をメールで送信する場合に、管理責任者の許可が行われていなかった。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

オ 情報セキュリティ管理者及び職員の遵守事項

(7) ファイルの共有

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、所属内でファイル共有を行う場合には、共有ファイルを適切に管理することとされている。また、この場合には、情報資産を使用する権限のない職員がその情報資産を使用することのないよう、システム上の制限を行うこととされている。

そこで、上記規定に基づき、共有ファイルに保存された情報資産が保存される必要がなくなった時点で速やかに消去されているか、また、共有ファイルにシステム上の制限が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、名古屋東部県税事務所においては、ネットワークハードディスクに保存された行政文書等の情報資産について、当該情報資産が保存される必要がなくなった時点で速やかに消去されていた。しかし、上記所属を除く9所属においては、所属内で共有するネットワークハードディスク又はファイルサーバに保存された行政文書等の情報資産について、当該情報資産が保存される必要がなくなった後も消去されていない事例があった。

また、ファイル共有時の制限について、名古屋東部県税事務所、尾張農林水産事務所、建設局航空空港課、一宮建設事務所、教育委員会教職員課及び津島高等学校においては、所属の実情に応じて、共有されたネットワークハードディスク又はファイルサーバ上のファイル又はフォルダにパスワード認証によるシステム上の制限が行われていた。しかし、知多福祉相談センター及び労働局産業人材育成課では、同様の制限が行われておらず、また、西三河県民事務所及び福祉局障害福祉課では、同様の制限が行われていたものの、パスワードが定期的に変更されていなかった。

中警察署では、警察本部情報管理課が所管するファイルサーバ内で行政

文書は保存されていなかった。なお、当該サーバで保存するデータの主なものは担当職員の備忘録であり、これらについては保存される必要がなくなった時点で速やかに当該データを消去するよう職員に周知しているとのことであった。また、当該サーバにおいては、共有されたファイル又はフォルダにアクセス制限等によるシステム上の制限が行われていた。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(イ) 私有パソコン等の使用

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、所属に配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を用いる場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得ることとされている。

そこで、上記規定に基づき私有パソコン等の使用の許可が行われているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、西三河県民事務所、福祉局障害福祉課、尾張農林水産事務所及び一宮建設事務所においては、私有のパソコン又はUSBメモリを使用する場合に、情報セキュリティ管理者の許可が行われていた。しかし、労働局産業人材育成課及び建設局航空空港課においては、私有のUSBメモリを使用する場合に当該許可が行われておらず、また、津島高等学校においては、私有のパソコンを使用する場合に管理責任者の許可が行われていなかった。なお、名古屋東部県税事務所、知多福祉相談センター及び教育委員会教職員課においては、私有のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を使用した事例はなかった。

中警察署においては、職員個人が所有するパソコン、電磁的記録媒体等の機器を職務に使用することが禁止されていた。

(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

カ 情報セキュリティ実施手順

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、ネットワーク等管理者は、ネットワーク等において情報セキュリティを確保するために必要な事項を実施手順に定めなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき情報セキュリティ実施手順が定められているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象としたネットワーク等を所管する2所属のうち、福祉局障害福祉課においては、所管する情報システムごとに実施手順が定められていた。また、教育委員会教職員課においては、所管するネットワークについての実施手順に定めるべき事項について、「市町村立学校ネットワーク運営管理要領」で定めていた。

中警察署においては、ネットワーク等を所管していなかった。

キ ソーシャルメディアサービスの利用に係る運用手順

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、業務により管理するアカウントでソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスを利用する場合には、情報セキュリティ対策に関する事項を含めた運用手順を定めなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づきソーシャルメディアサービスの利用に係る運用手順が定められているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行わ

れているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、教育委員会教職員課においては、教員採用選考試験の広報のため、業務により管理するアカウントでSNS及び動画共有サイトを利用するに当たって、情報セキュリティ対策に関する事項を含めた運用手順が定められていた。しかし、労働局産業人材育成課においては、技能五輪・アビリンピック等の広報のため、業務により管理するアカウントでSNSを利用していたが、その際の運用手順が定められていなかった。なお、上記所属を除く8所属においては、業務により管理するアカウントでソーシャルメディアサービスが利用されていなかった。

中警察署においても、業務により管理するアカウントでソーシャルメディアサービスが利用されていなかった。

【指摘事項】 ソーシャルメディアサービスの利用に係る運用手順が定められていなかったもの（合規性）

該当機関 労働局産業人材育成課

情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、業務により管理するアカウントでソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスを利用する場合には、情報セキュリティ対策に関する事項を含めた運用手順を定めなければならないとされている。

しかしながら、労働局産業人材育成課では、技能五輪・アビリンピック等の広報のため、業務により管理するアカウントでSNSを利用していたが、所属における情報セキュリティを管理する情報セキュリティ管理者の認識不足から、ソーシャルメディアサービスを利用する際の情報セキュリティ対策に関する事項を含めた運用手順が定められていなかった。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

ク 自己点検

(7) 情報セキュリティ管理者

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ管理者は、その所属における情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守状況について定期的に自己点検を行い、情報セキュリティポリシー及びそれぞれのネットワーク等の実施手順の遵守されていない事項について速やかに適切な措置を講じなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき自己点検が行われているか、また、その結果に基づいて適切な措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象とした所属のうち、名古屋東部県税事務所においては、サイバーセキュリティ月間に、制度所管課である総務局情報政策課が自己点検を促進することを目的に作成している自己点検票を活用した自己点検が行われており、当該点検票を情報セキュリティ管理者が所属職員へ配布、回収することによって、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守状況が把握されていた。また、一宮建設事務所においても、同様に自己点検票を活用した自己点検が行われており、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守されていない事項があった場合に当該点検票を提出するよう所属職員に周知することによって、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守状況が把握されていた。しかし、監査対象とした所属のうち、上記所属を除く8所属においては、情報セキュリティ管理者が当該自己点検票を所属職員へ配布していたものの、回収等による自己点検への活用がなされておらず、このほかの方法による自己点検も行われていなかった。これについては、制度所管課である総務局情報政策課において、情報セキュリティ管理者に自己点検の実施を促すための調査として位置付けた「情報セキュリティ対策状況調査」を毎年度実施しているが、こうした趣旨が制

度所管課から所属に対して十分に伝達されていなかったため、当該8所属においては、その機会に自己点検を行うことに対する認識が共有されていなかった。

なお、名古屋東部県税事務所及び一宮建設事務所においては、サイバーセキュリティ月間における自己点検の結果、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守されていない事項は認められなかったとのことであった。

中警察署においては、主任情報セキュリティ指導員により、警察情報システム機器、外部記録媒体等について、月1回、台帳及び持出簿の持ち出し記録との照合及び所在等に係る点検が行われ、所属長により台帳及び持出簿の確認が行われていた。

(3) 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

(イ) ネットワーク等管理者

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、ネットワーク等管理者は、そのネットワーク等における情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守状況について定期的に自己点検を行い、情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守されていない事項について速やかに適切な措置を講じなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づき自己点検が行われているか、また、その結果に基づいて適切な措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象としたネットワーク等を所管する2所属のうち、福祉局障害福祉課及び教育委員会教職員課のいずれにおいても、所管するネットワーク等における情報セキュリティポリシー及び関係規程等の遵守状況について

定期的に自己点検を行っていなかった。これについては、制度所管課である総務局情報政策課において、ネットワーク等管理者に自己点検の実施を促すための調査として位置付けた「情報セキュリティ対策状況調査」を毎年度実施しているが、こうした趣旨が制度所管課から所属に対して十分に伝達されていなかったため、当該2所属においては、その機会に自己点検を行うことに対する認識が共有されていなかった。

中警察署においては、ネットワーク等を所管していなかった。

(3 監査意見「情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの」参照)

ケ 監査の結果に対する措置

《監査の主な観点》

情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティ責任者及びネットワーク等管理者は、システム監査の結果、改善の必要があるとされた事項について速やかに必要な措置を講じなければならないとされている。

そこで、上記規定に基づきシステム監査の結果に基づいて必要な措置が講じられているかを監査した。

なお、中警察署については、上記規定に相当する手続その他の行為が行われているかを監査した。

《監査の結果》

監査対象としたネットワーク等を所管する2所属のうち、福祉局障害福祉課においては、平成29年度のシステム監査の結果、改善の必要があるとされた事項（情報セキュリティ実施手順の不備の是正）に対して、必要な措置が講じられていた。また、教育委員会教職員課においても、平成25年度のシステム監査の結果、改善の必要があるとされた事項（情報資産管理簿の作成）に対して、必要な措置が講じられていた。

中警察署においては、ネットワーク等を所管していなかった。

3 監査意見

監査の結果は以上のとおりであるが、組織及び運営の合理化に資するため、次のとおり監査意見を付す。

〈監査意見〉情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を求めるもの

該当機関 総務局情報政策課、中警察署を除く 10 所属

全ての職員は、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを十分に理解し、遵守する義務を負っている。

今回の監査では、監査対象とした所属のうち中警察署を除く全ての所属において、情報セキュリティポリシーの遵守が不十分な点が見受けられた。

特に、情報資産を適正に管理する上で基本となる情報資産の重要性分類については、所属ごとに異なる取扱いが行われており、さらに、所属によっては、重要性A（秘密を要する情報資産）として取り扱うべき個人情報等の重要性分類が行われていないものがあった。

また、他所属で作成された情報資産を取得した場合には、提供元の情報資産の重要性分類に基づいた取扱いをすることとされているが、提供元から情報資産の重要性分類が示された事例はほとんど見られなかった。

さらに、メール等による情報資産の送信手続については、重要性Aの情報資産をメール等で送信する場合に情報セキュリティ管理者の許可を得ていないものや、複数人により宛先、添付ファイルの内容等の確認がされていないものがあった。

については、所属において情報セキュリティ対策を担う情報セキュリティ管理者、ネットワーク等管理者、情報化リーダー及び情報化スタッフは、自らの職責を認識した上で、所属職員に情報セキュリティポリシーの遵守を改めて徹底させるとともに、その遵守状況を的確に把握した上で、適切な対策を講じられたい。特に、情報資産の適正な管理に当たっては、保有する情報資産を重要性に応じて適切に分類することが前提となるため、各所属において情報資産の重要性分類を早急に再点検し、全ての情報資産を適切に分類されたい。

あわせて、制度所管課である総務局情報政策課においては、情報資産の重

要性分類についての判断基準や記載例を分かりやすく示すとともに、情報資産の分類状況についてのモニタリングを充実させるなど、所属における情報セキュリティポリシーの遵守状況の的確な把握に努め、情報セキュリティポリシーの適切な運用を図られたい。

〈監査意見〉ポリシー等の時宜に応じた見直しを求めるもの

該当機関 総務局情報政策課、警察本部情報管理課

本県は、地方公共団体として、法令等に基づき、県民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供している。また、業務の多くがネットワーク等に依存していることから、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報資産を守り、業務を継続することが求められている。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、本県においても在宅勤務を始めとするテレワークが推進されている。

さらに、近年では、情報通信技術を活用した業態の変革を意味する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の必要性が広く認識されるようになり、国も社会全体のデジタル化に向けた動きを加速させている。

こうした状況を受け、本県では令和2年12月に、県行政の効率化、DXの推進、データの活用、県域ICT活用支援、デジタル人材育成を視点・柱とする「あいちDX推進プラン2025」を策定したところであり、DXの推進と並行して、情報セキュリティ対策の実効性を更に高め、対策レベルを一層強化することが求められる。

については、本県におけるDXの推進や、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、ポリシー等を時宜に応じて見直されたい。

目次

- 第1章 情報セキュリティ基本方針（第1条～第11条）
- 第2章 情報セキュリティ対策基準
 - 第1節 人的セキュリティ対策（第12条～第16条）
 - 第2節 情報資産の管理（第17条、第18条）
 - 第3節 物理的セキュリティ対策（第19条、第20条）
 - 第4節 技術的セキュリティ対策（第21条～第28条）
 - 第5節 運用面におけるセキュリティ対策（第29条～第35条）
 - 第6節 外部サービスの利用（第36条～第38条）
 - 第7節 評価及び見直し（第39条、第40条）

附則

第1章 情報セキュリティ基本方針

（目的）

第1条 愛知県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）は、愛知県（知事部局の本庁及び地方機関、企業庁の本庁及び出先機関、病院事業庁の本庁及び県立病院、議会事務局、各種行政委員（会）事務局（監査委員事務局を含み、警察本部を除く。以下同じ。）の本庁及び地方機関並びに教育委員会の所管に属する教育機関をいう。以下同じ。）における情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準（以下「対策基準」という。）を定めることにより、愛知県が保有する情報資産を様々な脅威から守り、県民の信頼を損なうことなく、円滑に行政を運営することを目的とする。

（定義）

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 次の資産を情報資産という。
 - イ コンピュータ、情報システム、ネットワーク、電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）
 - ロ コンピュータ、情報システム及びネットワークで取り扱う情報
 - ハ ポリシー、情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）、情報システム仕様書及びネットワーク構成図等の紙媒体によるシステム関連文書（以下「システム関連文書」という。）
- (2) 情報システム サーバを使用して業務処理を行うためのハードウェア及びソフトウェアの総称をいう。
- (3) 端末 ネットワーク又は情報システム（以下「ネットワーク等」という。）の構成要素のうち、サーバや通信制御機器を除くハードウェア（ネットワークパソコン、モバイル端末、ネットワークプリンタ、ネットワークハードディスク等）をいう。
- (4) モバイル端末 端末のうち、業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的としたモバイル機器をいい、機器の形態は問わない。
- (5) 基幹機器 サーバ、ファイアウォール、ルータ等のネットワーク等を構成する主要な情報機器又は通信制御機器をいう。
- (6) 情報システム室 全庁的なネットワーク又は重要な情報システムの基幹機器を設置し、当該機器の管理運用を行うための部屋をいう。
- (7) 特定用途機器 テレビ会議システム、IP電話システム、ネットワークカメラシステム、測定機器等の特定の用途に使用される情報システム特有の機器で、通信回線に接続されているもの又は記録媒体を内蔵しているものをいう。
- (8) 外部委託事業者 愛知県との契約により、愛知県が保有する情報資産を取り扱う業

- 務又は愛知県のネットワーク等に係る開発、導入、保守等の業務に携わる者をいう。
- (9) 約款による外部サービス 民間事業者等の庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する電子メール、ネットワークストレージ、グループウェア等の情報処理サービス（当該サービスを提供するサーバにおいて利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいい、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものを除く。）をいう。

（基本方針）

第3条 愛知県における情報セキュリティ対策は、このポリシーに基づき実施するものとする。

- 2 ポリシーは、本冊（本書）及びセキュリティ対策基準等を記した別冊並びに用語の説明を記した別紙で構成する。

（情報セキュリティ管理体制の確立）

第4条 このポリシーの適正な運用による情報セキュリティの確保を図るため、全庁的な管理体制を確立するものとする。

（情報資産の管理）

第5条 愛知県が保有する全ての情報資産は、当該情報の重要度を考慮しつつ、このポリシーで定める情報セキュリティ対策を講じる等により適切に管理するものとする。

（対策基準の対象とする脅威）

第6条 対策基準は、次に掲げる脅威に対して、脅威の発生頻度及び脅威による被害の程度を考慮して定めるものとする。

- (1) コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、コンピュータ等の誤操作、情報資産の持ち出し、配備以外の情報機器の利用、部外者の侵入等による情報の漏えい、盗聴、改ざん、消去、盗難等の脅威
- (2) 地震、落雷、火災等の災害、事故、故障、サイバー攻撃等によるネットワーク等の停止の脅威

（対策基準の策定方針）

第7条 対策基準は、次に掲げる情報セキュリティ対策について、総合的かつ具体的に定めるものとする。

- (1) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する管理体制の整備、職員に対する情報セキュリティ研修の実施等の対策、職員の違反行為への対応
- (2) 情報資産の管理 情報資産の分類、情報資産の管理
- (3) 物理的セキュリティ対策 情報機器又は通信制御機器の損傷、盗難、火災、停電等から情報を保護するための施設整備、入退室管理等の対策
- (4) 技術的セキュリティ対策 ネットワーク等に係るアクセス制御、不正アクセス対策、不正プログラム対策、端末又は記録媒体等の管理等の対策
- (5) 運用面におけるセキュリティ対策 情報セキュリティに関する情報の収集及び提供、実施手順に関する事項、情報セキュリティ対策推進計画の策定
- (6) 評価及び見直し 監査の実施、自己点検

（実施手順の策定）

第8条 第12条に定めるネットワーク等管理者は、このポリシーに基づき実施手順を定め、ネットワーク等に係る情報セキュリティ対策を総合的に実施しなければならない。

（職員の責務）

第9条 職員（再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、一般職非常勤職員及び臨時雇用職員を含む。以下同じ。）は、このポリシー及びそれぞれのネットワーク等の実施手

順（以下「ポリシー等」という。）を十分理解し、遵守しなければならない。

2 職員は、業務目的以外の目的で情報資産を利用してはならない。

3 職員は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（監査及び自己点検の実施）

第10条 ポリシー等の適正かつ円滑な運用に資するため、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

（ポリシー等の見直し）

第11条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、ポリシー等の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、ポリシー等を見直さなければならない。

第2章 情報セキュリティ対策基準

第1節 人的セキュリティ対策

（セキュリティ管理体制の整備）

第12条 愛知県における情報セキュリティ対策を実施するため、次に掲げる管理体制を整備する。

(1) 最高情報統括責任者

知事を最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）とし、愛知県の全庁的な情報化施策の総合的な推進を図る。

(2) 情報セキュリティ統括責任者

総務局長を情報セキュリティ統括責任者（CISO：Chief Information Security Officer）とし、愛知県の情報セキュリティ全般について統括管理する。

(3) 情報セキュリティ副統括責任者

総務局総務部長を情報セキュリティ副統括責任者とし、情報セキュリティ統括責任者を補佐する。

(4) 情報セキュリティ責任者

知事部局の各局、議会事務局、各種行政委員（会）事務局の主管課長（当該局等において主管課以外に当該局等の情報セキュリティを主管する課がある場合は、その課の長、主管課のない行政委員会においては事務局長）、企業庁管理部経営管理課長及び病院事業庁管理課長並びに総務局総務部情報政策課長を情報セキュリティ責任者とし、その局等（総務局総務部情報政策課長においては全局等）の情報セキュリティ全般について管理する。

(5) 情報セキュリティ管理者

所属長を情報セキュリティ管理者とし、その所属の情報セキュリティについて管理するものとし、所属職員の情報セキュリティ意識の向上を図る。

(6) ネットワーク管理者

ネットワークを所管する所属の長を当該ネットワークのネットワーク管理者とし、当該ネットワークにおける情報セキュリティについて管理する。

(7) 情報システム管理者

情報システムを所管する所属の長を当該情報システムの情報システム管理者とし、当該情報システムにおける情報セキュリティについて管理する。

(8) ネットワーク等管理者

ネットワーク管理者及び情報システム管理者をいう。

(9) 情報セキュリティ対策会議

情報セキュリティ対策を統一的に行うため、情報セキュリティ副統括責任者を会長とし、情報セキュリティ責任者等を構成員とする情報セキュリティ対策会議において、

ポリシーや情報セキュリティに関する重要な事項を協議するほか、情報セキュリティ対策に関する連絡調整等を行う。

(10) 情報セキュリティインシデント対応チーム

愛知県行政情報通信ネットワークに支障を及ぼすおそれのある情報セキュリティインシデントに対処するため、情報政策課に情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT：Computer Security Incident Response Team）を置く。

(11) 兼務の禁止

イ 承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならない。

ロ 監査を受ける者とその監査を実施する者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならない。

（職員以外の者に対するセキュリティ対策）

第13条 ネットワーク等管理者は、次の各号に掲げる者（以下「外部委託事業者等」という。）にネットワーク等を利用させる場合には、当該各号に掲げる方法により情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(1) 外部委託事業者

外部委託事業者との契約に当たって、情報の守秘義務等の情報セキュリティに関する遵守事項、これに違反した場合の措置等を契約書等に記載すること。更に、業務の履行場所が愛知県の施設以外の場合には、情報セキュリティに関する遵守状況の確認のための立ち入り検査ができることを記載すること。

(2) 共済組合等

情報の守秘義務等の情報セキュリティに関する遵守事項、これに違反した場合の措置等を記載した協定書等を共済組合等（共済組合、互助会、他の地方公共団体及びその他情報セキュリティ統括責任者が定める者）との間で締結すること。ただし、ネットワーク等を利用することが、当該ネットワーク等の設計上や規程上であらかじめ認められている場合を除く。

2 ネットワーク等管理者は、前項の規定に基づき契約書等又は協定書等に記載した遵守事項に関し、必要に応じて、その遵守状況を確認しなければならない。

（研修及び訓練の実施）

第14条 情報セキュリティ統括責任者は、職員に対し、情報セキュリティに関する研修を行わなければならない。

2 情報セキュリティ統括責任者は、職員に対し、このポリシーの啓発を行うとともに、職員が常にこのポリシーを参照できるよう適切な措置を講じなければならない。

3 ネットワーク等管理者は、ネットワーク等の管理に必要な研修を担当職員に受講させなければならない。

4 ネットワーク等管理者は、ネットワーク等に重大な障害が発生した場合に備え、定期的に訓練を行わなければならない。

（情報セキュリティインシデントを認知した時の措置）

第15条 職員は、情報セキュリティインシデントを認知した場合又は愛知県が保有する情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて外部から報告を受けた場合には、別冊に定める措置を講じなければならない。

（職員の違反行為への対応等）

第16条 ポリシーに違反した職員及びその監督責任者は、その重大性等に応じて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による懲戒処分の対象とすることができる。

2 職員の違反行為を確認した場合は、速やかに次の措置を講じなければならない。

(1) 職員は、ポリシーに対する違反行為又は違反の疑義のある行為を発見した場合には、その内容に応じて、速やかに情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者に報

告し、その指示に従って必要な措置を実施すること。

- (2) 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク等に係る違反行為又は違反の疑義のある行為を自ら確認した場合又は前号による報告を受けた場合には、当該ネットワーク等を管理するネットワーク等管理者に報告するとともに、当該違反職員への警告や指導等の適切な措置を実施すること。

また、情報セキュリティ管理者は、ネットワーク等以外に係る違反行為を自ら確認した場合又は前号による違反行為の報告を受けた場合には、重大性等に応じて、情報セキュリティ責任者に違反内容等を報告すること。

- (3) ネットワーク等管理者は、違反行為を確認した場合又は前二号による報告を受けた場合には、重大性等に応じて、情報セキュリティ責任者に違反内容等を報告するとともに当該違反職員の所属の情報セキュリティ管理者に、適切な措置の実施を求めること。

なお、ネットワーク等管理者は、緊急に措置する必要がある場合は、当該違反職員のネットワーク等を利用する権限を停止又は剥奪することができる。

- (4) 情報セキュリティ責任者は、違反行為を自ら確認した場合又は前二号による報告を受けた場合には、重大性等に応じて、情報セキュリティ統括責任者に報告するとともに、地方公務員法による懲戒処分の検討が必要な場合には、人事担当課長等に報告すること。

- (5) 情報セキュリティ管理者の指導によっても改善されず、違反行為が繰り返される場合には、ネットワーク等管理者は、当該違反職員のネットワーク等を利用する権限を停止又は剥奪することができる。その後速やかに、ネットワーク等管理者は、当該違反職員の権限を停止又は剥奪した旨を情報セキュリティ責任者に報告し、当該違反職員の所属の情報セキュリティ管理者に通知すること。

第2節 情報資産の管理

(情報資産の分類)

第17条 情報資産は、その重要性に応じて、次により分類する。分類に当たっては、愛知県行政文書管理規程（平成16年愛知県訓令第4号）、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）に定める不開示情報、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）に基づき保護すべき保有個人情報等を考慮する。

分類	分類基準
重要性A	秘密を要する情報資産
重要性B	重要性A又は重要性C以外の情報資産
重要性C	直ちに一般に公表することを前提としている情報資産

※ 個人情報に当たるメールアドレス（公務員の業務上のメールアドレスを除く。）は重要性Aに分類されるが、本人へのメール送信時に送信先として利用する場合に限っては、重要性Bに分類されたものとみなす。

※ 公務員の業務上の個人用のメールアドレス等Webサイト等で公表されていない公用メールアドレスは、重要性Bに分類される。

(情報資産の管理)

第18条 情報資産は、そのライフサイクルに応じて、次の各号により管理しなければならない。

(1) 情報資産の管理責任

イ 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、所管する情報資産について、前条の分類に基づいて管理すること。

ロ 情報資産が複製又は伝送された場合には、複製等された情報資産も前条の分類に基づき管理すること。

ハ 重要性Aの情報資産については、厳重に管理すること。また、重要性Bについては、必要に応じて管理すること。

- ニ 暗号化キー及びパスワードについては、厳重に管理すること。
- ホ 情報資産に重要性が異なる情報が複数含まれている場合は、その最高度の分類に従って、当該情報資産を取り扱うこと。
- (2) 情報資産の分類の表示
 - 職員は、重要性Aの情報資産について、情報の分類を表示すること。また、重要性Bについては、必要に応じて表示すること。
- (3) 情報資産の取得
 - イ 他所属で作成された情報資産を取得した場合は、提供元の情報資産の分類に基づいた取扱いをすること。
 - ロ 庁舎外で情報資産を取得した場合は、前条の分類に基づき分類し、直ちに必要な情報を記録すること。
 - ハ 庁舎外で重要性Aの情報資産を取得することが予定されているときは、予め記録に残る形で情報セキュリティ管理者の承認を得ること。
 - ニ 取得することが予定されていない重要性Aの情報資産を庁舎外で取得することになった場合は、その場で情報セキュリティ管理者に報告すること。なお、その際の持ち帰りに当たっては、その場で取り得る可能な限りの盗難・紛失対策をとること。
- (4) 情報資産の保管
 - イ 全ての重要性分類において、情報資産を保管する場合は、自然災害等による被害を受ける可能性が低い場所に保管するよう努めること。
 - ロ 全ての重要性分類において、必要に応じてバックアップを取得するとともに、必要に応じて同時に消失するおそれのない遠隔地に保管すること。
 - ハ 盗難防止のため、端末等が設置された事務室等について不在時の施錠等の措置を講じること。
 - ニ モバイル端末については、使用時以外は施錠可能な書庫等に保管すること。
 - ホ 重要性B以上の情報資産を保管する場合は、必要に応じて施錠が可能な書庫等に保管すること。なお、システム関連文書のうち技術情報に関する文書（以下「技術情報文書」という。）は、施錠が可能な書庫等に保管すること。
 - ヘ 全ての重要性分類において、確定した情報を記録した記録媒体を保管する場合は、書込禁止措置を講じた上で保管すること。
- (5) 情報資産の提供及び公表
 - イ 実施手順及び技術情報文書のうち、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する箇所は、非公開とする。
 - ロ 重要性B以上の情報資産を情報資産の取扱者以外に提供する者は、必要に応じ暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - ハ 重要性Aの情報資産を情報資産の取扱者以外に提供する者は、情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者の許可を得るとともに、内容を記録すること。なお、他の団体（外部委託事業者等を除く。）へ、技術情報又はソフトウェアを提供する場合には、あらかじめ情報セキュリティ責任者の承認を得ること。また、重要性Bについては、必要に応じて、許可を得るとともに内容を記録すること。
- (6) 情報資産の持ち出し（物理的な運搬をいう。以下同じ。）禁止
 - 全ての重要性分類において、情報資産は、庁舎外に持ち出さないこと。ただし、持ち出さなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者の許可を得た場合を除く。なお、重要性B以上の情報が含まれる場合の持ち出し許可は、記録に残る形で行うこと。
- (7) 情報資産の持ち帰り時及び情報資産の持ち出し許可時の措置
 - 第3号により庁舎外で取得した情報資産を持ち帰る場合及び前号ただし書により許可を得て情報資産を庁舎外へ持ち出す場合は、別冊に定める措置を講じること。
- (8) メール等による情報の送信
 - イ 重要性Aの情報は、メール等（各種のデータ交換サービスを含む。）で送信しないこと。ただし、送信をしなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除く。なお、送信の許可は、記録に残る形で行う

とともに、適切な措置を講じること。

ロ 重要性Bの情報を送信する場合は、必要に応じた措置を講じること。

ハイ及びロによりメール等で送信する場合は、送信する情報資産は必要最小限とすること。

ニ メールを送信する場合は、別冊に定める運用によること。

ホ 外部に送るデータが完全なものであることを担保することが必要な場合には、別冊に定める方法を使用して送信すること。

(9) 情報資産の廃棄、返却、修理等

情報資産の廃棄、返却、修理等を行う場合には、過去に重要性の高い情報を保存していたおそれがあることから、その時点に記録されている情報の重要性にかかわらず、別冊に定めるセキュリティ対策を実施すること。

第3節 物理的セキュリティ対策

(基幹機器等)

第19条 ネットワーク等管理者は、ネットワーク等の基幹機器に関し、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

2 愛知県の庁舎以外の場所に基幹機器を設置する場合又は愛知県の庁舎以外の場所に設置された外部委託事業者の基幹機器を利用する場合は、定期的に当該機器へのセキュリティ対策状況について確認しなければならない。なお、基幹機器の設置場所によっては、日本の法令が外部委託事業者に求める個人情報の適正な取り扱いが担保されない可能性があるため、事前に確認すること。個人情報の適正な取り扱いが担保されない可能性がある場合は、当該機器において重要性Aの情報を取り扱わないこと。

(情報システム室)

第20条 ネットワーク等管理者は、情報システム室の整備に当たっては、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

第4節 技術的セキュリティ対策

(アクセス制御)

第21条 ネットワーク等管理者は、所管するネットワーク等におけるアクセスの制御に関し、ネットワーク等の実施手順に定める利用者以外の者が利用できないようにするため、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(不正アクセス対策)

第22条 ネットワーク等管理者は、所管するネットワーク等における不正アクセス対策に関し、サイバー攻撃から県の情報資産を守るため、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(不正プログラム対策)

第23条 ネットワーク等管理者は、所管するネットワーク等におけるコンピュータウイルス等の不正プログラム対策に関し、不正プログラムによる被害又は被害の拡大を防止するため、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(ネットワーク等の管理)

第24条 ネットワーク等管理者は、前3条に掲げるセキュリティ対策のほか、ネットワーク等の管理に関し、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(ネットワーク回線)

第25条 ネットワーク管理者は、ネットワーク回線に関し、別冊に定めるセキュリティ

対策を実施しなければならない。

(他のネットワークとの接続)

第26条 ネットワーク管理者は、他のネットワークとの接続に関し、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(複合機のセキュリティ管理)

第27条 情報セキュリティ管理者は、複合機を調達する場合、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適切なセキュリティ要件を策定しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより、運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ記録媒体の全ての情報を消去又は再利用できないようにする対策を講じなければならない。

(特定用途機器のセキュリティ管理)

第28条 情報システム管理者は、特定用途機器について、パスワードを初期値から変更するとともに、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態、当該機器の特性等に応じた適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。

第5節 運用面におけるセキュリティ対策

(情報セキュリティ管理者及び職員の遵守事項)

第29条 情報セキュリティ管理者は、情報資産の管理等に関し、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(1) 情報資産の管理

別冊に定める措置を講じること。

(2) ソフトウェアの追加インストール

標準装備以外のソフトウェア（ネットワーク管理者が実施手順等で認めるものを除く。）を端末に追加インストールする場合には、ネットワーク管理者の承認を得ること。

(3) 追加インストールするソフトウェアのライセンス管理

イ ソフトウェアのインストールに当たっては、調達したライセンス数を超えてインストールしないこと。

ロ パッケージ調達したソフトウェアについては、インストールメディア、箱及びライセンス証書等を、当該ソフトウェアを利用する期間保管すること。

ハ ライセンス調達したソフトウェアについては、ライセンス証書又はそれに代わるものを、当該ソフトウェアを利用する期間保管すること。

ニ バージョンアップ版として調達したソフトウェアについては、当該バージョンのソフトウェアにかかる前2号のライセンス証拠品のみならず、元になるバージョンのソフトウェアのライセンス証拠品についても、当該ソフトウェアを利用する期間保管すること。

(4) 機器構成の変更

端末を構成する機器の交換、増設等を行う場合（ネットワーク管理者が実施手順等で認める場合を除く。）には、ネットワーク管理者の承認を得ること。

(5) 職員の認証等に用いるICカード等の管理

別冊に定める措置を講じること。

(6) ファイルの共有

イ その所属内のファイル共有については、適切に管理すること。

ロ ファイルの共有は原則としてその所属単位で行うこととし、ファイルを他の所属

に共有させる場合には、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ統括責任者の承認を得ること。

ハ ファイル共有する場合には、使用する権限のない職員が情報資産を使用することのないよう、システム上制限すること。

(7) 所属で導入した情報機器等の不正プログラム対策
別冊に定める措置を講じること。

2 職員は、情報資産の管理等に関し、次に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(1) 情報資産の管理

情報資産について、第三者が無断で使用、又は情報を閲覧することのないよう離席時を含め適切に管理すること。

(2) ID、パスワードの管理

別冊に定める措置を講じること。

(3) 不正プログラム対策

別冊に定める措置を講じること。

(4) メール

イ ネットワーク等管理者が定めるメールボックスの容量及び送受信の容量の制限を遵守すること。

ロ メール自動転送機能は、業務上特に必要な場合を除いて、使用しないこと。

ハ 守秘義務を課せられない第三者のサーバへ情報が保存されるフリーメール、ネットワークストレージサービス等を原則として使用しないこと。

ニ 差出人が不明又は不審なメールを受信した場合は、速やかに添付ファイルも含めて削除すること。

ホ 公用のメールアドレス（個人用も含む。）を業務目的以外の目的で利用しないこと。

(5) 庁舎外に持ち出したパソコン等の使用時の注意

イ 持ち出したパソコンやモバイル端末を使用するときは、周囲の環境に注意し、画面やキー操作が覗き見されないようにすること。

ロ 持ち出したパソコンやモバイル端末の使用を中断する時は、画面ロックやスタンバイにより、再開する際にパスワード等の認証を必要とする状態にすること。

(6) 配備されたもの以外のパソコン等の使用禁止

イ 配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を原則業務に利用しないこと。

ロ 配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等は、別冊に定める場合を除き、ネットワークに接続しないこと。

ハ 情報セキュリティ管理者の許可を得て、配備されたもの以外のパソコン、モバイル機器、記録媒体等を用いる場合には、次号に規定する安全管理措置を遵守すること。

(7) 配備されたもの以外のパソコン等で情報処理作業を行う際の安全管理措置

別冊に定める措置を講じること。

(情報の収集及び提供)

第30条 情報セキュリティ統括責任者は、常に情報セキュリティに関する情報の収集に努め、必要に応じて情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者に提供しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、情報セキュリティに関する必要な情報を職員に提供しなければならない。

(実施手順に定める事項)

第31条 ネットワーク等管理者は、次に掲げる事項を実施手順に定めなければならない。

(1) ネットワーク等を利用させる者の範囲

- (2) ネットワーク等の利用の手続
- (3) ネットワーク等を利用する者が遵守すべき事項
- (4) 情報セキュリティ管理者が留意すべき事項
- (5) 実施手順に違反した者に対するネットワーク等の利用停止等の措置
- (6) ネットワーク等の事故及び障害の発生に備えた緊急連絡、被害の拡大防止、復旧方法等を定めた障害対応マニュアル
- (7) 情報漏えい等の事故、サイバー攻撃及び地震等の災害、その他想定される危機等の情報セキュリティインシデントの発生に備えた緊急連絡、被害の拡大防止、記者発表等の対応を定めた危機管理マニュアル
- (8) 情報セキュリティ監査等の結果及びポリシー改正に応じた実施手順の見直し
- (9) 前各号に定めるもののほか、ネットワーク等において情報セキュリティを確保するために必要な事項

(推進計画の策定)

第32条 情報セキュリティ統括責任者は、毎年度、情報セキュリティ対策会議の構成員による協議を経て、情報セキュリティ対策の推進計画を策定する。

(システム開発、導入、保守等)

第33条 ネットワーク等管理者は、システムの開発、導入、保守等に当たっては、別冊に定めるセキュリティ対策を実施しなければならない。

(サイバーセキュリティ月間)

第34条 情報セキュリティ統括責任者は、サイバーセキュリティ月間において、自己点検、訓練等、職員に対する情報セキュリティ意識の普及啓発活動を促進しなければならない。

(例外措置)

第35条 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、ポリシー等を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ統括責任者の許可を得て、例外措置を取ることができる。

第6節 外部サービスの利用

(外部委託)

第36条 ネットワーク等管理者は、外部委託事業者の選定に当たり次に掲げる基準を守らなければならない。

- (1) 委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認すること。
 - (2) クラウドサービスを利用する場合は、情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。
- 2 ネットワーク等管理者は、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、外部委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。
- (1) ポリシー等の遵守
 - (2) 外部委託事業者の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
 - (3) 提供されるサービスレベルの保証
 - (4) 外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
 - (5) 委託業務に従事する者に対する教育の実施
 - (6) 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - (7) 業務上知り得た情報の守秘義務
 - (8) 再委託に関する制限事項の遵守

- (9) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
 - (10) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
 - (11) 県による監査、検査
 - (12) 情報セキュリティインシデント発生時の県による公表
 - (13) ポリシー等が遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）
- 3 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、前項の契約に基づき措置しなければならない。

（約款による外部サービスの利用）

第37条 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、約款による外部サービスの利用に当たっては、以下の事項を含む規定を整備しなければならない。

- (1) 約款による外部サービスを利用してよい範囲（利用者、業務内容、情報資産等）
 - (2) 業務により利用する約款による外部サービスの名称及び内容
 - (3) 利用手続及び運用手順
- 2 当該サービスの利用において、重要性B以上の情報を取り扱ってはならない。ただし、重要性Bの情報については、当該情報を取り扱わなければ職務の遂行に支障をきたすとして、記録に残る形で情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除く。
- 3 前項ただし書により許可が得られ、重要性Bの情報資産を約款による外部サービスで利用する場合は、別冊に定める措置を講じること。
- 4 職員は、利用するサービスの約款、その他提供条件から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適切な措置を講じた上で利用しなければならない。

（パブリッククラウドサービス（ASP・SaaS）の利用）

第37条の2 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、パブリッククラウドサービスを利用する場合（約款による外部サービスの利用に該当する場合を除く。）は、情報セキュリティ対策に関する次の事項に留意すること。

- (1) 当該サービスとの通信が暗号化されていること。
 - (2) 当該サービス事業者が、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査を受けていること又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）を取得していること。
- 2 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、重要性Aの情報資産をパブリッククラウドサービスで扱う場合は、前項の各号の事項を満たすことに加え、別冊に定める事項を満たすことを確認しなければならない。

（ソーシャルメディアサービスの利用）

第38条 情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者は、業務により管理するアカウントでソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めた運用手順を定めなければならない。

- (1) 当該アカウントによる情報発信が、実際の愛知県のものであることを明らかにするために、愛知県の管理するウェブサイト当該アカウントの情報を掲載して参照可能とするとともに、当該アカウントの自己記述欄等にアカウントの運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行うこと。
 - (2) パスワード、認証のためのコード等の認証情報等を適切に管理し、必要な不正アクセス対策を行うこと。
- 2 重要性B以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。ただし、同一サービスを利用する特定の会員に対して直接メッセージを送る機能を使用する場合はこの限りではない。なお、その場合であっても重要性Aの情報は発信してはならない。
- 3 所属としてアカウントを開設する場合は、情報セキュリティ管理者の承認を得ること。

- 4 ネットワークや情報システムの管理者としてアカウントを開設する場合は、ネットワーク等管理者の承認を得ること。
- 5 ソーシャルメディアサービスのアカウント利用に係る責任者は、当該アカウントを管理する情報セキュリティ管理者又はネットワーク等管理者とする。

(国及び他自治体等が管理する外部システムの利用)

第38条の2 国、他自治体及び国等が所管する外郭団体等が管理する会員制のインターネット上のシステム(情報共有掲示板、外部ストレージサービス(会員制)等)を利用するに当たって、重要性Aの情報資産をアップロードしてはならない。ただし、当該情報資産を当該システムにアップロードしなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除く。

第7節 評価及び見直し

(監査の実施)

- 第39条 情報セキュリティ統括責任者は、ネットワーク等の情報セキュリティについて定期的に監査を実施するものとする。
- 2 監査の実施方法等については、情報セキュリティ統括責任者が別に定めるものとする。
 - 3 情報セキュリティ責任者及びネットワーク等管理者は、監査の結果、改善の必要があるとされた事項について、速やかに必要な措置を講じなければならない。
 - 4 情報セキュリティ統括責任者は、監査結果を取りまとめ、情報セキュリティ対策会議に報告するとともに、監査結果をポリシー及び関係規程等の見直し、情報セキュリティ対策推進計画の策定等に活用しなければならない。

(自己点検)

- 第40条 情報セキュリティ管理者は、その所属におけるこのポリシー等の遵守状況を定期的に自己点検し、遵守されていない事項については速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 2 ネットワーク等管理者は、そのネットワーク等におけるポリシー等の遵守状況を定期的に自己点検し、遵守されていない事項については速やかに適切な措置を講じなければならない。
 - 3 情報セキュリティ責任者は、毎年度又は必要に応じて、各局の情報セキュリティ管理者及びネットワーク等管理者の自己点検実施状況を、情報セキュリティ統括責任者に報告するものとする。
 - 4 情報セキュリティ統括責任者は、毎年度又は必要に応じて、情報セキュリティ責任者に対して、ポリシー等の遵守状況の自己点検を実施させなければならない。
 - 5 情報セキュリティ統括責任者は、自己点検の結果を取りまとめ、ポリシー及び関係規程等の見直し等に活用しなければならない。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成15年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 このポリシーは、平成19年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 第13条第1項第1号の規定は、平成19年4月1日以前に締結した契約には適用しない。
- 3 第19条の規定は、平成19年4月1日前に設置した基幹機器及び電源には適用しない。この場合において、ネットワーク等管理者は、当該基幹機器及び電源を第19条の

規定に適合させるよう努めなければならないものとする。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成19年7月13日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成20年12月11日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 このポリシーは、平成29年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 第21条第2号ハ並びに第22条第4号及び5号の規定は、平成29年3月31日以前に構築したネットワーク等には適用しない。この場合において、ネットワーク等管理者は、当該ネットワーク等を構築する機器等の更新時までには規定に適合させるよう努めなければならないものとする。

3 第22条第3号及び第6号、第24条第1号ロ、第27条第2項並びに第28条の規定は、平成30年3月31日までの猶予を与える。

4 第27条第1項、第36条及び第37条の規定は、平成29年3月31日以前に締結した契約には適用しない。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成30年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このポリシーは、令和元年12月1日から実施する。

愛知県情報セキュリティポリシー

<用語の説明>

【か】

- 「可用性」
「可用性」とは、情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- 「完全性」
「完全性」とは、情報が不正に破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- 「管理者権限」
「管理者権限」とは、サーバやパソコンの起動や停止、アプリケーションのインストールやシステム設定の変更、全データへのアクセスなど、通常の権限よりもシステムに対するより高いレベルでの操作が可能な権限をいう。
- 「機密性」
「機密性」とは、情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

【さ】

- 「サイバーセキュリティ月間」
「サイバーセキュリティ月間」とは、サイバーセキュリティに関する普及啓発強化のために政府が定める期間（概ね2月から3月18日まで（予め定められてはいない。））をいう。
- 「情報セキュリティ」
「情報セキュリティ」とは、情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- 「情報セキュリティインシデント」
「情報セキュリティインシデント」とは、望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象、又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であって、業務の遂行を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いものをいう。
- 「情報セキュリティ事象」
「情報セキュリティ事象」とは、情報セキュリティポリシーへの違反若しくは管理策の不具合の可能性、又はセキュリティに関係し得る未知の状況を示す、システム、サービス又はネットワークの状態に関連する事象をいう。
- 「ソーシャルメディアサービス」
「ソーシャルメディアサービス」とは、インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、組織や個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのことをいう。利用者の発信した情報や利用者間のつながりによってコンテンツを作り出す要素を持ったWebサイトやネットサービスなどを総称する用語で、電子掲示板(BBS)やブログ、動画共有サイト、動画配信サービス、ショッピングサイトの購入者評価欄などを含む。

【た】

- 「電子署名」
「電子署名」とは、情報の正当性を保証するための電子的な署名情報をいう。

【な】

- 「ネットワーク」

「ネットワーク」とは、コンピュータ等を相互に接続するためのハードウェア、ソフトウェア及び通信回線で構成されるものをいう。

【は】

- 「パブリッククラウドサービス (ASP・SaaS) 」

「パブリッククラウドサービス (ASP・SaaS) 」は、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、インターネットやLGWAN経由で、サービスとして利用者に提供するものをいう。

- 「標的型攻撃」

「標的型攻撃」とは、明確な意思と目的を持った人間が特定のターゲットや情報に対して特定の目的のために行うサイバー攻撃の一種をいう。

- 「複合機」

「複合機」とは、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の機能が一つにまとめられている機器をいう。

- 「閉域網回線」

「閉域網回線」とは、インターネットに接続されておらず、特定の地点や機器の間のみ接続することができる通信事業者内に構築されている通信ネットワークのこと。

【ま】

- 「モバイル機器」

「モバイル機器」とは、持ち運びを想定した大きさ・形状で、充電電池や入出力装置などを備え、屋外や移動中などでも使用できる情報機器をいう。

【A～Z】

- 「CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 」

「CSIRT」とは、コンピュータやネットワーク (特にインターネット) 上で何らかの問題 (主にセキュリティ上の問題) が起きていないかどうか監視すると共に、万が一問題が発生した場合にその原因解析や影響範囲の調査を行ったりする組織の総称をいう。

- 「LGWAN (Local Government Wide Area Network) 」

「LGWAN」とは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのことをいう。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第13条）
- 第3章 警察情報システムの情報セキュリティ要件（第14条）
- 第4章 管理対象情報及び警察情報システムの取扱い（第15条・第16条）
- 第5章 職員の責務（第17条）
- 第6章 情報セキュリティインシデントの対処（第18条）
- 第7章 監査（第19条）
- 第8章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、職員が遵守すべき愛知県警察における情報セキュリティの基本的事項を定めるとともに、管理対象情報及び警察情報システムに関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって愛知県警察における情報セキュリティの維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、これを利用する権限を有する者のみがこれを利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 愛知県警察が整備して運用する情報システムをいう。
- (6) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ装置及びメインフレームをいう。
- (7) 機器等 情報システムを構成する機器及び電磁的記録媒体をいう。
- (8) 警察情報システム機器 警察情報システムを構成する端末その他の電子計算機をいう。
- (9) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム機器以外の端末その他の機器等に記録された情報であって、職員が職務上取り扱うもの
 - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報
- (10) 職員 管理対象情報及び警察情報システムを取り扱う本県警察、警察庁及び他都道府県警察の職員をいう。
- (11) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティの維持を困難とする事案をいう。
- (12) 愛知県警察 ^{シーサート}CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 情報セキュリティインシデントに迅速かつ組織的に対処するための愛知県警察における体制をいう。
- (13) 所属長 所属の長をいう。

第2章 管理体制

(総務部長)

第3条 総務部長は、愛知県警察における情報セキュリティに関する事務（以下「情報セキュリティ事務」という。）を総括する。

2 総務部長は、必要があると認める場合は、所属長による情報セキュリティについての実地検査その他必要な検査を行わせることができる。

(部長)

第4条 部長は、掌理する部の事務に係る愛知県警察における情報セキュリティ事務を統括する。

2 部長は、必要があると認める場合は、所属長に当該部の事務に係る情報セキュリティについての実地検査その他必要な検査を行わせることができる。

(情報管理課長)

第5条 情報管理課長は、総務部長を補佐し、愛知県警察における情報セキュリティ事務が適正かつ円滑に処理されるよう改善に努め、その事務を処理する者に対し必要な指導及び助言を行う。

(システムセキュリティ責任者)

第6条 警察情報システムの整備を担当する所属にシステムセキュリティ責任者を置き、それぞれ当該所属の所属長をもって充てる。

2 システムセキュリティ責任者は、整備する警察情報システムが必要な情報セキュリティ要件を備え、当該警察情報システムの情報セキュリティを維持するための事務を処理する。

(区域情報セキュリティ管理者)

第7条 警察本部本庁舎（愛知県警察庁内管理規程（平成6年愛知県警察本部告示第1号）別表に規定する本庁舎をいう。以下「本庁舎」という。）のうち、愛知県警察が管理する室等の区域に区域情報セキュリティ管理者を置き、愛知県警察庁内管理規程第4条の規定により指定された各室管理者をもって充てる。ただし、会議室及び講堂に該当する区域については、当該区域の各室管理者と異なる所属の職員が使用している場合に限り、使用する職員が所属する所属長をもって充てる。

2 区域情報セキュリティ管理者は、区域分類基準表（別表）に定める区域の分類（本庁舎の敷地内であって、職員以外の者が自由に立ち入ることのできる区域を除く。）に応じ、管理する室等の区域に関して、情報セキュリティの確保のための管理対策を講ずる。

(所管所属長)

第8条 本部所属（警察署以外の所属をいう。以下同じ。）の所属長は、部長を補佐し、所管業務に係る情報セキュリティ事務が適正かつ円滑に処理されるよう改善に努め、その事務を処理する者に対し必要な指導及び助言を行う。

(所属長)

第9条 所属長は、当該所属における情報セキュリティを維持するための事務を統括する。

(次長等)

第10条 次長、副隊長、副署長及び副校長（以下「次長等」という。）は、所属長を補佐するとともに、その事務を処理する者を指揮監督する。

(警務課長等)

第 11 条 本部所属の庶務若しくは企画を担当する課長補佐（同相当職を含む。以下同じ）又は警察署警務課長（以下「警務課長等」という。）は、次長等を補佐し、当該所属における情報セキュリティ事務が適正かつ円滑に処理されるよう改善に努め、その事務を処理する者に対し必要な指導及び助言を行う。

（主任情報セキュリティ指導員）

第 12 条 所属の課又は係における情報セキュリティ事務を適正に処理するため、所属に主任情報セキュリティ指導員を必要数置く。

- 2 主任情報セキュリティ指導員は、本部所属にあつては課長補佐以上の職員のうちから、警察署にあつては課長又は課長代理のうちから所属長が指名する者をもって充てる。
- 3 主任情報セキュリティ指導員は、次長等の指揮を受けて、情報セキュリティ指導員を指示し、情報セキュリティを常に把握して当該所属の課又は係における情報セキュリティ事務が適正に処理されるよう努める。

（情報セキュリティ指導員）

第 13 条 所属の課又は係における情報セキュリティ事務を適正に処理するため、所属に情報セキュリティ指導員を必要数置く。

- 2 情報セキュリティ指導員は、所属長が指名する者をもって充てる。
- 3 情報セキュリティ指導員は、主任情報セキュリティ指導員の指示の下、当該所属の課又は係における情報セキュリティ事務の指導及び処理を行う。

第 3 章 警察情報システムの情報セキュリティ要件

第 14 条 警察情報システムの整備及び維持管理に当たっては、当該警察情報システムの物理的対策、用途及び設置環境に応じた情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- 2 情報セキュリティを維持するために必要な対策及び技術的要件については、別に定める。

第 4 章 管理対象情報及び警察情報システムの取扱い

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第 15 条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じた機密性、完全性及び可用性の分類をそれぞれ決定し、それらの分類に応じた対策に従い、適正に管理されなければならない。

- 2 管理対象情報の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

（警察情報システムの取扱い）

第 16 条 職員は、警察情報システムの運用に関し管理対象情報を取り扱う場合は、システムセキュリティ責任者が定めた当該情報システムにおいて取り扱うことのできる機密性、完全性及び可用性の範囲を超えた管理対象情報を取り扱ってはならない。

- 2 警察情報システムの取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第 5 章 職員の責務

第 17 条 職員は、管理対象情報及び警察情報システムを適正に取り扱わなければならない。

第 6 章 情報セキュリティインシデントの対処

第 18 条 管理対象情報及び警察情報システムに係る情報セキュリティインシデントに迅速かつ組織的に対処するため、情報管理課に愛知県警察 C S I R T^{シーサー}を置く。

- シーサート
- 2 愛知県警察CSIRTの編成及び情報セキュリティインシデントに対する対処要綱については、別に定める。

第7章 監査

第19条 総務部長は、情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づいて愛知県警察の情報セキュリティに係る事務の適正を期し、並びにその是正及び改善を図らなければならない。

- 2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(適用除外)

第20条 愛知県警察の用に供するため警察庁が設置する情報システムを使用する場合の情報セキュリティについては、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）に規定するところによる。

- 2 法令、条例、公安委員会規則、公安委員会規程、公安委員会告示、警察本部告示又は訓令（以下「法令等」という。）の規定により、情報セキュリティについて特別の定めが設けられている場合は、当該事項について当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第21条 この訓令で定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区域分類基準表

区域の分類	分類の基準
クラス0	各庁舎の敷地内であって、職員以外の者が自由に立ち入ることのできる区域は、一つの区域としてクラス0に分類する。
クラス1	各庁舎における廊下その他職員の共用の区域は、一つの区域としてクラス1に分類するとともに、区域情報セキュリティ責任者に、当該庁舎の庁舎管理に関する事務を処理する者を指定する。
クラス2	執務室は、所属ごとに一つの区域とし、クラス2に分類するとともに、区域情報セキュリティ責任者に、各所属長を指名する。
クラス3	警察情報システムに係る機械室は、室ごとに一つの区域としてクラス3に分類するとともに、区域情報セキュリティ管理者に、当該機械室を管理する所属長を指名する。

(参 考)

是正又は改善を必要とする事項集計表

この表は、第2の「2 監査結果」及び第3の「2 監査結果」に記載した是正又は改善を必要とする事項の件数を集計した表である。

1 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
収 入	2	0	2
支 出	2	0	2
人 件 費 ・ 旅 費	2	0	2
財 産 ・ 物 品	5	0	5
委 託	2	0	2
工 事	4	0	4
補 助 金	0	0	0
事 故	0	0	0
事 務 事 業	1	0	1
そ の 他	0	0	0
テーマを設定した行政監査	1	0	1
計	19	0	19

2 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0
総 務 局	1	0	1
人 事 局	0	0	0
防 災 安 全 局	0	0	0
県 民 文 化 局	0	0	0
環 境 局	0	0	0
福 祉 局	0	0	0
保 健 医 療 局	3	0	3
経 済 産 業 局	1	0	1
労 働 局	1	0	1
(うち、テーマを設定した行政監査分)	(1)	(0)	(1)
観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 局	0	0	0
農 業 水 産 局	3	0	3
農 林 基 盤 局	0	0	0
建 設 局	3	0	3
都 市 ・ 交 通 局	0	0	0
建 築 局	1	0	1
ス ポ ー ツ 局	0	0	0
会 計 局	0	0	0
企 業 庁	1	0	1
病 院 事 業 庁	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0
教 育 委 員 会	4	0	4
警 察 本 部	1	0	1
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0
監 査 委 員 会 事 務 局	0	0	0
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0
計	19	0	19
(うち、テーマを設定した行政監査分)	(1)	(0)	(1)

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、5件の監査意見を付した。
(うち、テーマを設定した行政監査分2件)